

パラメータシート記入例

注意：本資料では、パラメータシート<通信・情報セキュリティ>（平成30年1月22日施行政省令対応）の様式9-07および別紙、並びに様式9-技1情セおよび別紙の記入方法を理解していただくために、事例を用いたパラメータシートの記入例を示しています。

なお、本資料は、暗号機能の判定結果を保証するものではありませんので、実際の該非判定においては、判定対象の仕様/用途などを確認の上、最新の法令に従った判定をお願いします。

目次

1. 様式9-07、様式9-技1情セ、様式9-技1情セ（別紙暗プ）の	
記入における注意事項	P2
2. 記入例	
記入例の説明	P9
記入例1：認証のみに使われる暗号装置	P10
記入例2：市販暗号装置	P12
記入例3：副次的暗号装置	P15
記入例4：第九号イ（六）で除外される装置（銀行業務・決済用装置）	P17
記入例5：該当の暗号装置	P20
記入例6：複数の暗号機能（該当と非該当）を有する装置	P23
記入例7：市販暗号プログラム	P27
記入例8：副次的暗号プログラム	P32
記入例9：該当の暗号プログラム	P36

1. 様式9-07、様式9-技1情セ、様式9-技1情セ（別紙暗プ）の記入における
注意事項

商品名： _____
 メーカー名： _____
 型及び等級： _____

(情報セキュリティ・貨物)
 様式9-07

(1/2)

GISTEC 2018.1.22
 (平成30年1月22日施行政省令等対応)

質問事項	回答		備考
<p>第九号 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品：</p> <p>(注)アビオニクス装置(輸出別表第1の4の項(18)、省令第3条第十九号ハ(二)2)の場合別表第1の4の項で、衛星航法システムからの電波の受信装置(同表第1の11の項(4)、省令第10条第五号イ)の場合は11の項で判定を行うこと。</p>			
<p>(1) 第九号イの判定： (注1)</p> <p>(1-1) 当該貨物は、第九号への除外規定(市販の暗号装置/部分品)にあたるものか? 「様式9-07(別紙へ1)」、「様式9-07(別紙へ2)」を用いて判断し、添付する。回答が「いいえ又は適用しない」の場合、上記様式の添付不要。</p> <p>(1-2) 当該貨物が、下表 a.~d. のいずれかにより規制除外・規制対象外(以下、「非規制」と呼ぶ)になる暗号機能を含む場合はチェックする。(暗号機能が複数ある場合は複数回答可。)</p>	<input type="checkbox"/> はい ←判定欄へ	<input type="checkbox"/> いいえ ↓ <input type="checkbox"/> 又は <input type="checkbox"/> 適用しない	下記(1-3)の判断のみで「非規制」にできる場合は、(1-2)の確認は不要。
<p>a. 暗号機能が使用できないものか? 又は暗号機能有効化の手段を用いて暗号機能を使用できるが、暗号機能が有効化されてないものか?</p>	<input type="checkbox"/> はい	()	
<p>b. 除外される暗号機能がなければ、a.~d.及び(カッコ)は空欄のままe.へ進む</p>	<input type="checkbox"/> はい	()	
<p>c. 暗号機能が使用できないものか? 又は暗号機能有効化の手段を用いて暗号機能を使用できるが、暗号機能が有効化されてないものか?</p>	<input type="checkbox"/> はい	()	
<p>d. 第九号イ(五)~(十三)、への除外規定が適用できるか? 「様式9-07(別紙イ5)」~「様式9-07(別紙イ13)」、「様式9-07(別紙へ1)」、「様式9-07(別紙へ2)」を用いて判断し、添付する。</p> <p>イ(五). スマートカード又はそのリーダーライタ イ(六). 銀行業務又は決済用の装置 イ(七). 携帯用電話機端末 イ(八). コードレス電話装置 イ(九). 携帯用電話機端末又は同等の無線機端末 イ(十). 無線パーソナルエリアネットワーク用の装置 イ(十一). 移動体通信用無線アクセスネットワーク装置 イ(十二). ルーター、スイッチ又はリレー イ(十三). 汎用目的の計算機能をもつ装置又はサーバー へ. 市販暗号装置(未市販装置に内蔵されているもの)</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> イ(五) <input type="checkbox"/> イ(六) <input type="checkbox"/> イ(七) <input type="checkbox"/> イ(八) <input type="checkbox"/> イ(九) <input type="checkbox"/> イ(十) <input type="checkbox"/> イ(十一) <input type="checkbox"/> イ(十二) <input type="checkbox"/> イ(十三) <input type="checkbox"/> へ	()	
<p>e. 当該貨物の暗号機能が、上記 a.~d.により「非規制」にならないものがあるか?</p>	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ←(1-3) a.へ	
<p>f. 上記 a.~d. 項の中で、d. 項のへ. のみにチェックされて</p>	<input type="checkbox"/> はい ↓ ←判定欄へ	<input type="checkbox"/> いいえ ↓ ←(2)へ	

CISTEC 2018.1.22
 (平成30年1月22日施行政省令等対応)

質問事項			備考
(1-3)a. 当該貨物が第九号イ(一)~(四)、(その他)のいずれに該当するかを下表にチェックする。(複合装置の場合は複数回答可。) また、上記(1-2)e.で「はい」にチェックした「非規制」にならない暗号機能について、下表のあてはまる箇所の「()」内に記入する。	(1-2)e.の備考欄に記載した暗号機能は、ここに振り分けて記載する		
イ(一). 情報システムのセキュリティ管理機能を主たる機能として有する装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> はい	()	
イ(二). デジタル通信装置、有線・無線回路網の電気通信回線を構築/管理/運用するための装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> はい	()	
イ(三). 電子計算機、情報の記録/保存/処理を主たる機能として有する装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> はい	()	
イ(四). 次の1及び2に該当する装置/部分品か? 1. 暗号機能は、当該貨物の主たる機能以外の機能を支援するために用いられているもの 2. 暗号機能は、当該貨物に組み込まれたもの(注)又はプログラム(公開されているものを除く)(注)によって実現されているもの (注)暗号機能で該当のもの。	<input type="checkbox"/> はい	()	
(その他). 上記イ(一)~(四)以外の装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> はい	()	
(1-3)b. 上記(1-3)a.で確認した表のイ(一)~(四)のいずれかについて、「はい」にチェックがあり、かつ、その右側「()」内に暗号機能を記入したものがあるか? 「様式9-07(別紙イ)」を用いて判断した場合は添付する。	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい (<input type="checkbox"/> 第九号イ(一) <input type="checkbox"/> 第九号イ(二) <input type="checkbox"/> 第九号イ(三) <input type="checkbox"/> 第九号イ(四)) ↓	
(2) 第九号ロ~ホに該当するか? (注1) 第九号ロ: 暗号機能有効化装置 第九号ハ: 量子暗号装置 第九号ニ: 暗号使用ウルトラワイドバンド装置 第九号ホ: 暗号使用スペクトル拡散装置	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい (<input type="checkbox"/> 第九号ロ <input type="checkbox"/> 第九号ハ <input type="checkbox"/> 第九号ニ <input type="checkbox"/> 第九号ホ)	
(判定) 以上の結果、標記第九号に該当するか? (注2)	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当	

(注1) 貨物等省令第8条第九号は次ページを参照。

作成責任者:

(作成年月日 2018年3月5日)

(注2) 回答欄においてアンダーラインが付いたものが、
左欄のみにチェックされた場合は、非該当であり、
1つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される。

会社名

株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職

第一技術部 技術部長

(フリガナ)

トラノ モンゾウ

氏名

虎野 門次郎

印

電話

03-XXXX-XXXX

提供技術名: _____
 メーカー名: _____
 型及び等級: _____

該非用パラメータシート
 (情報セキュリティ技術)
 様式 9-技1情セ

(1/3)

CISTEC 2018.1.22
 (平成30年1月22日施行政省令等対応)

質問事項	区分*1		回答		備考
	技	プ			
以下の質問事項において、回答右欄の「はい」にチェックした場合(但し、破線で囲まれたものは除く)、本欄中の当てはまる□内にもチェックすること。					
【省令第21条第1項(外為令別表の9の項(1)関連)】 (解釈)「必要な技術」: 規制の性能レベル、特性若しくは機能に到達し又はこれらを超えるために必要な技術をいう。 (解釈)「貨物等省令第21条第1項第二号の二、第三号、第十二号、第十二号の二及び第十六号の規定中の技術(プログラムを除く。)」: 輸出令別表第1の9の項(7)、(8)、(10)又は(11)の中欄に掲げる貨物又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術であって貨物等省令第21条第1項に該当するものの機能、特性又は処理方式の実装を評価又は明らかにするために実行された処理手順から得られる情報システムのセキュリティ管理機能に関する技術データ(プログラムを除く。)を含む。			本パラメータシートは、省令第21条第1項より、情報セキュリティ関連のみを抜粋。		
第二号の二 次のいずれかに該当するものの□設計又は□製造に必要な技術(プログラムを除く。)か? <input type="checkbox"/> 第8条第九号: 暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ: 盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ: 盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ハ: 盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ニ: 盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ヒ: 盗聴検知通信ケーブルシステム 貨物等省令第21条第1項第七号、第八号の二、第九号又は第十七号の規定中のプログラム(第七号又は第八号の二にあっては第8条第九号又は第21条第1項第九号(第8条第九号に係るものに限る。)に限り、第九号にあっては第8条第九号に係るものに限る。) ※第8条第十号イ: 盗聴検知通信ケーブルシステム、同条第十号ロ: 信号の漏えい防止装置、同条第十号ハ: 盗聴検知通信ケーブルシステム、同条第十号ニ: 盗聴検知通信ケーブルシステム、同条第十号ヒ: 盗聴検知通信ケーブルシステムのプログラムは市販暗号プログラムの除外規定を適用できないことに注意	○		<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第三号 次のいずれかに該当するものの□設計又は□製造に必要な技術(プログラムを除く。)か? <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ: 盗聴検知通信ケーブルシステム、同条第十号ロ: 信号の漏えい防止装置、同条第十号ハ: 盗聴検知通信ケーブルシステム、同条第十号ニ: 盗聴検知通信ケーブルシステム、同条第十号ヒ: 盗聴検知通信ケーブルシステムのプログラムは市販暗号プログラムの除外規定を適用できないことに注意	○		<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
「市販暗号プログラム」の判定 ・市販暗号プログラムに該当するか? (注記) 「様式9-技1情セ(別紙市販プ1)」を用いて判定し、判定欄の判定結果を右の回答欄に転記すること。 いいえ又は適用しない場合は、「様式9-技1情セ(別紙市販プ1)」の添付は不要。	○		<input type="checkbox"/> はい ←判定欄へ (プログラムのみ判定の場合) ←第十二号へ (プログラムと技術ともに判定する場合)	<input type="checkbox"/> いいえ ↓ 又は 適用しない	
「市販暗号装置のプログラム」の判定 ・市販暗号装置又はその部分品のプログラムに該当するか? (注記) 「様式9-技1情セ(別紙市販プ2)」を用いて判定し、判定欄の判定結果を右の回答欄に転記すること。 いいえ又は適用しない場合は、「様式9-技1情セ(別紙市販プ2)」の添付は不要。	○		<input type="checkbox"/> はい ←判定欄へ (プログラムのみ判定の場合) ←第十二号へ (プログラムと技術ともに判定する場合)	<input type="checkbox"/> いいえ ↓ 又は 適用しない	

該非用パラメータシート
 (情報セキュリティ・技術)
 様式 9-技1情セ

(2/3)

CISTEC 2018.1.22
 (平成30年1月22日施行行政省令等対応)

質問事項	区分*1		回答		備考
	技	ブ			
第七号 次のいずれかに該当するものを <input type="checkbox"/> 設計し、又は <input type="checkbox"/> 製造するために設計したプログラムか？ <input type="checkbox"/> 第8条第九号：暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ：盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ：信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号：暗号解析装置 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号		○	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第八号の二 次のいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラムか？ <input type="checkbox"/> 第8条第九号：暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ：盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ：信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号：暗号解析装置 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号		○	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第九号 プログラムであって、次のいずれかに該当する貨物の <input type="checkbox"/> 有する機能と同等の機能を有するもの、 <input type="checkbox"/> 当該機能を実現するためのもの又は <input type="checkbox"/> 当該機能のシミュレーションを行うことができるものか？ (第8条第九号イ、ハ～ホに係るものにあつては、公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもののうち、その機能が操作、管理又は保守に関するものに限定されているものを除く。(規制除外**1)) <input type="checkbox"/> 第8条第九号イ、ハ～ホ：暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ：盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ：信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号：暗号解析装置 (注) 第8条第九号イ、ハ～ホ：暗号装置にチェックした場合には、 <input type="checkbox"/> 様式9-技1情セ(別紙暗ブ)を記入して添付するか、又は <input type="checkbox"/> 右欄の(暗号内容記入欄)に記入のこと。 第8条第十号イ、ロ、第8条第十一号にチェックした場合には、それぞれ対応する次の様式のパラメータシートを記入して添付のこと。 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ：様式9-10 (盗聴検知通信ケーブルシステム) <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ：様式9-08 (信号の漏えい防止装置) <input type="checkbox"/> 第8条第十一号：様式9-07b (暗号解析装置) (解釈) 貨物等省令第21条第1項第九号(第8条第九号に係るものに限る。)中の操作、管理又は保守： 次のイからハまでのいずれか一つ以上に該当する作業をいい、二若しくはホのいずれかに該当する作業又はこれらに関連する鍵管理機能は含まない。 イ 次のいずれかの確立又は管理 (一) 使用者又は管理者のアカウント又は権限 (二) ある貨物又はあるプログラムの設定 (三) (一)又は(二)を支援するための認証データ ロ ある貨物若しくはあるプログラムの稼働状態又は性能の監視又は管理 ハ イ又はロを支援するためのログ又は検査データの管理 ニ イ(一)又は(二)を支援するための認証データの確立又は管理に直接関係しない暗号機能の提供又は機能向上 ホ ある貨物又はあるプログラムのフォワーディングプレーンやデータプレーンにおいて暗号機能を実現させるもの		○	<input type="checkbox"/> いいえ (<input type="checkbox"/> 左記の規制除外**1を適用) ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	(暗号内容記入欄) (一)対称アルゴリズム 名称(鍵長) [コメント※] (二)非対称アルゴリズム 名称(根拠 bit 長) [コメント※] 1 安全性の根拠：整数の素因数分解 2 安全性の根拠：有限体上の乗法群 3 安全性の根拠：他の群 RSA(1024bit) DH(1024bit)

暗号内容記入欄を使用する場合、
 ・アルゴリズム名称(鍵長)は、該当の場合に記載する
 ・[コメント]欄は、暗号機能が認証又はデジタル署名、副次的暗号プログラムなどの除外規定情報や、参考情報等を記載する

質問事項	区分*1		回答		備考
	技	プ			
第十二号 次のいずれかに該当するプログラムの□設計又は□製造に必要な技術(プログラムを除く。)か? □ 第21条第1項第七号 □ 第21条第1項第八号の二 □ 第21条第1項第九号	○		<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第十二号の二 次のいずれかに該当するプログラムの使用に必要な技術(プログラムを除く。)か? □ 第21条第1項第七号 □ 第21条第1項第八号の二 □ 第21条第1項第九号	○		<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第十六号 (暗号有効化技術) 技術(プログラムを除く。)であって、当該技術の暗号機能有効化の手段を用いることによるのみ、ある貨物又はあるプログラムが第8条第九号イに該当する貨物の有する機能に到達し、又はこれを超えることを可能にするものか? (注)潜在的には暗号機能等を有しているが普段はその機能が休眠している別の貨物又はプログラムに対して、その機能を有効化させる技術(プログラムを除く)を第十六号で判定する。 回答欄が「はい」の場合、第8条第九号イに該当する貨物の有する機能を有効化した後の貨物又はプログラムのパラメータシートの様式を添付すること。 (解釈)「暗号機能有効化の手段」:製造者により提供される安全な仕組み(装置若しくはプログラムと一対一で対応するもの又は一人の顧客が有する複数の同種の装置若しくはプログラムのために顧客と一対一で対応するものに限る。)によって、使用者が暗号機能を有効化し、又は使用可能にするあらゆる手段であって、貨物又は技術によって実現されるものをいう(例えば、シリアルナンバーを基にしたライセンスキー又はデジタル署名の証明書等の認証をするものをいう)。	○		<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第十七号 (暗号有効化プログラム) プログラムであって、当該プログラムの暗号機能有効化の手段を用いることによるのみ、ある貨物又はあるプログラムが第8条第九号イに該当する貨物の有する機能に到達し、若しくはこれを超えることを可能にするように設計又は改造したものか? (注)潜在的には暗号機能等を有しているが普段はその機能が休眠している別の貨物又はプログラムに対して、その機能を有効化させるプログラムを第十七号で判定する。 回答欄が「はい」の場合、第8条第九号イに該当する貨物の有する機能を有効化した後の貨物又はプログラムのパラメータシートの様式を添付すること。 (解釈)「暗号機能有効化の手段」:第十六号の解釈を参照。		○	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい	1/3頁の市販暗号プログラムまたは、市販暗号装置のプログラムの判定が「はい」の場合この号回答不要
(判定) 以上の結果、標記第21条第1項の情報セキュリティ関連部に該当するか?(注*2)			<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当	

(注)*1 区分欄の「技」は技術(プログラムを除く)、「プ」はプログラムを指し、技術のみの場合は「技」に、プログラムのみの場合は「プ」のみチェックを行う。

(注)*2 回答欄において、アンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、当該技術又はプログラムが、標記外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項)の情報セキュリティ関連部に非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は、該当と判定される。

作成責任者: (作成年月日 2018年3月5日)
会社名 株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職 第一技術部 技術部長

(フリガナ) トヲノ モンジロウ

氏名 虎野 門次郎

電話 03-XXXX-XXXX

印

提供技術名: _____
 メーカー名: _____
 型及び等級: _____

該非用パラメータシート
 (情報セキュリティ・技術)
 様式 9-技1情セ(別紙暗ブ) (1/2)
 CISTEC 2018.1.22
 (平成30年1月22日施行政省令等対応)

質問事項	回答	備考
<p>第九号 プログラムであって、省令第8条第九号(暗号装置)イ、ハ～ホに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの(公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもののうち、操作、管理又は保守に関する作業に限定されているものを除く。):</p> <p>(注) プログラムであって、次に該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるものについては、本号から除かれる。 (a) アビオニクス装置(輸出令別表第1の4の項(18)、省令第3条第十九号ハ(二)2) (b) 衛星航法システムからの電波の受信装置(同省令第10条第五号イ)</p>		
<p>(1) 第8条第九号イの判定: (注1) (1-1) 当該プログラムが下表の a.～d. のいずれかの機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるものにより規制除外対象外(以下、「非規制」と呼ぶ)になる暗号機能を含む場合はチェックする。(暗号機能が複数ある場合は複数回答可。)</p>	<p>a.～d. で除外される暗号機能があれば、ここにチェックして右欄の(カッコ)にその暗号機能を記載する(複数回答可) 除外される暗号機能がなければ、a.～d.及び(カッコ)は空欄のままe.へ進む</p>	<p>(1-2)の判断のみでできる場合は、(1-1)の確認は不要。</p>
<p>a. 暗号機能が、対称アルゴリズムの鍵長56bit以下のものか？ 又は非対称アルゴリズムが規制値を超えないものか？</p>	<input type="checkbox"/> はい ()	
<p>b. 暗号機能が、データ機密性確保のため以外に使用するものか？</p>	<input type="checkbox"/> はい ()	
<p>c. 暗号機能が使用できないものか？ 又は暗号機能有効化の手段を用いて暗号機能を使用できるが、暗号機能が有効化されてないものか？</p>	<input type="checkbox"/> はい ()	
<p>d. 第九号イ(五)～(十三)、への除外規定が適用できるか？ 「様式9-07(別紙イ5)」～「様式9-07(別紙イ13)」、「様式9-07(別紙ヘ1)」、「様式9-07(別紙ヘ2)」を用いて判断し、添付する。 イ(五). スマートカード又はそのリーダライタ イ(六). 銀行業務又は決済用の装置 イ(七). 携帯用電話機端末 イ(八). コードレス電話装置 イ(九). 携帯用電話機端末又は同等の無線機端末 イ(十). 無線パーソナルエリアネットワーク用の装置 イ(十一). 移動体通信用無線アクセスネットワーク装置 イ(十二). ルーター、スイッチ又はリレー イ(十三). 汎用目的の計算機能を有する装置又はサーバー へ. 市販暗号装置</p>	<input type="checkbox"/> はい () <input type="checkbox"/> イ(五) <input type="checkbox"/> イ(六) <input type="checkbox"/> イ(七) <input type="checkbox"/> イ(八) <input type="checkbox"/> イ(九) <input type="checkbox"/> イ(十) <input type="checkbox"/> イ(十一) <input type="checkbox"/> イ(十二) <input type="checkbox"/> イ(十三) <input type="checkbox"/> へ	
<p>e. 当該プログラムの暗号機能が、上記 a.～d. により「非規制」にならないものがあるか？</p>	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ←(1-2) a. へ
<p>f. 上記 a.～d. 項の中で、d. 項のへ. のみにチェックされているか？</p>	<input type="checkbox"/> はい ←半角欄	<input type="checkbox"/> いいえ ()

a.～d. で除外されない暗号機能をここに記載する

質問事項	回答	備考
(1-2)a. 当該プログラムが下表の第九号イ(一)~(四)、(その他)のいずれかの貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシュミレーションを行うことができるものを下表にチェックする。(複合装置の場合は複数回答可。)また、上記(1-1)e.で「はい」にチェックした「非規制」にならない暗号機能について、下表のあてはまる箇所の「()」内に記入する。		(1-1)e.の備考欄に記載した暗号機能は、ここに振り分けて記載する
イ(一). 情報システムのセキュリティ管理機能を主たる機能として有する装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> はい	()
イ(二). デジタル通信装置、有線・無線回路網の電気通信回線を構築/管理/運用するための装置、その部分品か?	<input type="checkbox"/> はい	()
イ(三). 電子計算機、情報の記録/保存/処理を主たる機能として有する装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> はい	()
イ(四). 次の1及び2に該当する装置/部分品か? 1. 暗号機能は、当該貨物の主たる機能以外の機能を支援するために用いられているもの 2. 暗号機能は、当該貨物に組み込まれたもの(注)又はプログラム(公開されているものを除く)(注)によって実現されているもの(注)暗号機能で該当のもの。	<input type="checkbox"/> はい	()
(その他). 上記イ(一)~(四)以外の装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> はい	()
(1-2)b. 上記(1-2)a.で確認した表のイ(一)~(四)のいずれかについて、「はい」にチェックがあり、かつ、その右側「()」内に暗号機能を記入したものがあるか? 「様式9-07(別紙イ)」を用いて判断した場合は添付する。	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい (<input type="checkbox"/> 第九号イ(一) <input type="checkbox"/> 第九号イ(二) <input type="checkbox"/> 第九号イ(三) <input type="checkbox"/> 第九号イ(四)) ↓
(2) 当該プログラムの暗号機能が第九号ハ~ホに該当するか? (注1) 第九号ハ: 量子暗号装置 第九号ニ: 暗号使用ウルトラワイドバンド装置 第九号ホ: 暗号使用スペクトル拡散装置	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい (<input type="checkbox"/> 第九号ハ <input type="checkbox"/> 第九号ニ <input type="checkbox"/> 第九号ホ)
(判定) 以上の結果、標記第21条第1項第九号の暗号プログラムに該当するか? (注2)	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当

(注1) 貨物等省令第8条第九号は次ページを参照。

作成責任者:

(作成年月日 2018年3月5日)

(注2) 回答欄においてアンダーラインが付いたものが、
左欄のみにチェックされた場合は、非該当であり、
1つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される。

会社名

株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職

第一技術部 技術部長

(フリガナ)

トラ/ モンゾウ

氏名

虎野 門次郎

印

電話

03-XXXX-XXXX

2. 記入例

記入例の説明

	記入例と概要	判定のポイント	使用した様式
貨物	記入例 1: 認証のみに使われる暗号装置 指紋認証装置を事例として、「第8条第九号に非該当のもの」の記入例を示す。	ユーザー認証のみのため、「データ機密性確保」にあたらないものであり、様式9-07(1-2)により判定を行っている。	様式9-07
	記入例 2: 市販暗号装置 NotePCを事例として、「除外規定の第8条第九号へ(一)にあたる非該当のもの」の記入例を示す。	様式9-07(別紙へ1)を用いて、市販暗号装置の判定を行っている。	様式9-07、 様式9-07(別紙へ1)
	記入例 3: 副次的暗号装置 ETC2.0 車載器を事例として、「第8条第九号イに非該当のもの」の記入例を示す。	様式9-07(1-2)において非規制にならない暗号機能を有しており、様式9-07(1-3)a.により判定を行っている。	様式9-07
	記入例 4: 第九号イ(六)で除外される装置 銀行 ATM を事例として、「除外規定の第8条第九号イ(六)にあたる非該当のもの」の記入例を示す。	「銀行業務・決済用装置」であり、様式9-07(1-2)の除外規定により判定を行っている。	様式9-07、 様式9-07(別紙イ6)
	記入例 5: 該当の暗号装置 セキュリティモジュールを事例として、「第8条第九号イ(一)に該当のもの」の記入例を示す。	暗号チップ(該当)を搭載したモジュールであり、様式9-07(1-3)a.により判定を行っている。	様式9-07、 様式9-07(別紙イ)
	記入例 6: 複数の暗号機能を有する装置 Bluetooth・無線 LAN 通信モジュールを事例として、「第8条第九号イ(一)に該当のもの」の記入例を示す。	Bluetooth Ver3.0(非該当)については、様式9-07(1-2)の除外規定により判定を行い、無線 LAN(該当)については、様式9-07(1-3)a.により判定を行っている。	様式9-07、 様式9-07(別紙イ10)、 様式9-07(別紙イ)
プログラム	記入例 7: 市販暗号プログラム メール暗号化ソフトを事例として、「第21条第1項第九号に非該当のもの」の記入例を示す。	市販暗号プログラムであり、様式9-技1情セ(別紙市販プ1)を用いて判定している。	様式9-技(カバー)、 様式9-技1情セ、 様式9-技1情セ(別紙市販プ1)
	記入例 8: 副次的暗号プログラム 会計ソフトを事例として、「第21条第1項第九号に非該当のもの」の記入例を示す。	副次的暗号プログラムであり、様式9-技1情セのみを用いて判定している。	様式9-技(カバー)、 様式9-技1情セ
	記入例 9: 該当の暗号プログラム 暗号化ライブラリを事例として、「第21条第1項第九号に該当のもの」の記入例を示す。	様式9-技1情セ(別紙暗プ)、および様式9-07(別紙イ)を用いて判定している。	様式9-技(カバー)、 様式9-技1情セ、 様式9-技1情セ(別紙暗プ)、 様式9-07(別紙イ)

輸出令別表第1の9の項(情報セキュリティ(暗号装置))

「第8条第九号に非該当のもの」の記入例を示す

記入例1(認証のみに使われる暗号装置)

商品名: 指紋認証装置
 メーカー名: 株式会社 タイガーゲート製作所
 型及び等級: XXXXX-XX-XX

該非用パラメータシート
 (情報セキュリティ・貨物)
 様式9-07

(1/2)

GISTEC 2018.1.22
 (平成30年1月22日施行政省令等対応)

質問事項	回答	備考
<p>第九号 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品:</p> <p>(注) アビオニクス装置(輸出令別表第1の4の項(18)、省令第3条第十九号ハ(二)2)の場合は別表第1の4の項で、衛星航法システムからの電波の受信装置(同表第1の11の項(4)、省令第10条第五号イ)の場合は1.1の項で判定を行うこと。</p> <p>(1) 第九号イの判定: (注1) (1-1) 当該貨物は、第九号への除外規定(市販の暗号装置/部分品)にあたるものか? 「様式9-07(別紙へ1)」、「様式9-07(別紙へ2)」を用いて判断し、添付する。回答が「いいえ又は適用しない」の場合、上記様式の添付不要。 (1-2) 当該貨物が、下表 a.~d. のいずれかにより規制除外・規制対象外(以下、「非規制」と呼ぶ)になる暗号機能を含む場合はチェックする。(暗号機能が複数ある場合は複数回答可。)</p>		
<p>a. 暗号機能が、対称アルゴリズムの鍵長 56bit 以下のものか? 又は非対称アルゴリズムが規制値を超えないものか?</p>	<input type="checkbox"/> はい ←判定欄へ	()
<p>b. 暗号機能が、データ機密性確保のため以外に使用するものか?</p>	<input checked="" type="checkbox"/> はい	(ユーザ認証のみに使用)
<p>c. 暗号機能が使又は暗号機能号機能が有効</p> <p>この記入例では、b.で除外するため、ここにチェックし右欄の(カッコ)にその暗号機能を記載する</p>	<input type="checkbox"/> はい	()
<p>d. 第九号イ(五)~(十三)、への除外規定が適用できるか? 「様式9-07(別紙イ5)」~「様式9-07(別紙イ13)」、「様式9-07(別紙へ1)」、「様式9-07(別紙へ2)」を用いて判断し、添付する。 イ(五). スマートカード又はそのリーダライタ イ(六). 銀行業務又は決済用の装置 イ(七). 携帯電話機端末 イ(八). コードレス電話装置 イ(九). 携帯電話機端末又は同等の無線機端末 イ(十). 無線パーソナルエリアネットワーク用の装置 イ(十一). 移動体通信用無線アクセスネットワーク装置 イ(十二). ルーター、スイッチ又はリレー イ(十三). 汎用目的の計算機能を有する装置又はサーバー へ. 市販暗号装置(未市販装置に内蔵されているもの)</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> イ(五) <input type="checkbox"/> イ(六) <input type="checkbox"/> イ(七) <input type="checkbox"/> イ(八) <input type="checkbox"/> イ(九) <input type="checkbox"/> イ(十) <input type="checkbox"/> イ(十一) <input type="checkbox"/> イ(十二) <input type="checkbox"/> イ(十三) <input type="checkbox"/> へ	()
<p>e. 当該貨物の暗号機能が、上記 a.~d. により「非規制」にならないものがあるか?</p>	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ←(1-3) a. へ
<p>f. 上記 a.~d. 項の中で、<u>d. 項のへ.</u> のみにチェックされているか?</p>	<input type="checkbox"/> はい ←判定欄へ	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ ←(2)へ

輸出令別表第1の9の項(7) (省令第8条第九号)
情報セキュリティ(暗号装置)

CISTEC 2018.1.22
(平成30年1月22日施行行政省令等対応)

質問事項	回答		備考
(1-3)a. 当該貨物が第九号イ(一)~(四)、(その他)のいずれに該当するか 下表にチェックする。(複合装置の場合は複数回答可。) また、上記(1-2)e.で「はい」にチェックした「非規制」にならない 暗号機能について、下表のあてはまる箇所の「()」内に記入する。			
イ(一). 情報システムのセキュリティ管理機能を主たる機能として 有する装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> はい	()	
イ(二). デジタル通信装置、有線・無線回路網の電気通信回線を構築/ 管理/運用するための装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> はい	()	
イ(三). 電子計算機、情報の記録/保存/処理を主たる機能として有す る装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> はい	()	
イ(四). 次の1及び2に該当する装置/部分品か? 1. 暗号機能は、当該貨物の主たる機能以外の機能を支援する ために用いられているもの 2. 暗号機能は、当該貨物に組み込まれたもの(注)又はプログ ラム(公開されているものを除く)(注)によって実現されて いるもの (注)暗号機能で該当のもの。	<input type="checkbox"/> はい	()	
(その他). 上記イ(一)~(四)以外の装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> はい	()	
(1-3)b. 上記(1-3)a.で確認した表のイ(一)~(四)のいずれかについて、「は い」にチェックがあり、かつ、その右側「()」内に暗号機能を記入 したものがあるか? 「様式9-07(別紙イ)」を用いて判断した場合は添付する。	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい (<input type="checkbox"/> 第九号イ(一) <input type="checkbox"/> 第九号イ(二) <input type="checkbox"/> 第九号イ(三) <input type="checkbox"/> 第九号イ(四)) ↓	
(2) 第九号ロ~ホに該当するか? (注1) 第九号ロ: 暗号機能有効化装置 第九号ハ: 量子暗号装置 第九号ニ: 暗号使用ウルトラワイドバンド装置 第九号ホ: 暗号使用スペクトル拡散装置	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい (<input type="checkbox"/> 第九号ロ <input type="checkbox"/> 第九号ハ <input type="checkbox"/> 第九号ニ <input type="checkbox"/> 第九号ホ)	
(判定) 以上の結果、標記第九号に該当するか? (注2)	<input checked="" type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当	

(注1) 貨物等省令第8条第九号は次ページを参照。

作成責任者: (作成年月日 2018年3月5日)

会社名 株式会社 タイガーゲート製作所

(注2) 回答欄においてアンダーラインが付いたものが、

左欄のみにチェックされた場合は、非該当であり、

所属・役職 第一技術部 技術部長

1つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定

(フリガナ)

トラノ モンジノ

される。

氏名

虎野 門次郎

電話

03-XXXX-XXXX

印

「除外規定の第8条第九号へ(一)にあたる非該当のもの」の記入例を示す

商品名: NotePC
 メーカー名: 株式会社 タイガーゲート製作所
 型及び等級: XXXX-XX-XX

該非用パラメータシート
 (情報セキュリティ・貨物)
 様式9-07

(1/2)

GISTEC 2018.1.22
 (平成30年1月22日施行政省令等対応)

質問事項	回答	備考
<p>第九号 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品:</p> <p>(注)アビオニクス装置(輸出令別表第1の4の項(18)、省令第3条第十九号ハ(二)2の場合別表第1の4の項で、衛星航法システムからの電波の受信装置(同表第1の11の項(4)、省令第10条第五号イ)の場合は11の項で判定を行うこと。</p>		
<p>(1) 第九号イの判定: (注1)</p> <p>(1-1) 当該貨物は、第九号への除外規定(市販の暗号装置/部分品)にあたるものか? 「様式9-07(別紙へ1)」、「様式9-07(別紙へ2)」を用いて判断し、添付する。回答が「いいえ又は適用しない」の場合、上記様式の添付不要。</p> <p>(1-2) 当該貨物が、下表 a.~d.のいずれかにより規制除外・規制対象外(以下、「非規制」と呼ぶ)になる暗号機能を含む場合はチェックする。(暗号機能が複数ある場合は複数回答可。)</p>	<p>①様式9-07(別紙へ1)を用いて判断している</p> <p>①~②</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> はい ←判定欄へ</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ ↓ 又は 適用しない</p>	
<p>a. 暗号機能が、対称アルゴリズムの鍵長 56bit 以下のものか? 又は非対称アルゴリズムが規制値を超えないものか?</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p>	()
<p>b. 暗号機能が、データ機密性確保のため以外に使用するものか?</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p>	()
<p>c. 暗号機能が使用できないものか? 又は暗号機能有効化の手段を用いて暗号機能を使用できるが、暗号機能が有効化されてないものか?</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p>	()
<p>d. 第九号イ(五)~(十三)、への除外規定が適用できるか? 「様式9-07(別紙イ5)」~「様式9-07(別紙イ13)」、「様式9-07(別紙へ1)」、「様式9-07(別紙へ2)」を用いて判断し、添付する。 イ(五). スマートカード又はそのリーダライタ イ(六). 銀行業務又は決済用の装置 イ(七). 携帯用電話機端末 イ(八). コードレス電話装置 イ(九). 携帯用電話機端末又は同等の無線機端末 イ(十). 無線パーソナルエリアネットワーク用の装置 イ(十一). 移動体通信用無線アクセスネットワーク装置 イ(十二). ルーター、スイッチ又はリレー イ(十三). 汎用目的の計算機能を有する装置又はサーバー へ. 市販暗号装置(未市販装置に内蔵されているもの)</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p> <p>(<input type="checkbox"/>イ(五) <input type="checkbox"/>イ(六) <input type="checkbox"/>イ(七) <input type="checkbox"/>イ(八) <input type="checkbox"/>イ(九) <input type="checkbox"/>イ(十) <input type="checkbox"/>イ(十一) <input type="checkbox"/>イ(十二) <input type="checkbox"/>イ(十三) <input type="checkbox"/>へ)</p>	()
<p>e. 当該貨物の暗号機能が、上記 a.~d.により「非規制」にならないものがあるか?</p>	<p><input type="checkbox"/> いいえ ↓</p>	<p><input type="checkbox"/> はい ←(1-3) a. へ</p>
<p>f. 上記 a.~d. 項の中で、d. 項のへ. のみにチェックされているか?</p>	<p><input type="checkbox"/> はい ←判定欄へ</p>	<p><input type="checkbox"/> いいえ ←(2) へ</p>

CISTEC 2018.1.22
 (平成30年1月22日施行行政省令等対応)

質問事項	回答		備考
(1-3)a. 当該貨物が第九号イ(一)～(四)、(その他)のいずれに該当するか 下表にチェックする。(複合装置の場合は複数回答可。) また、上記(1-2)e.で「はい」にチェックした「非規制」にならない 暗号機能について、下表のあてはまる箇所の「()」内に記入する。			
イ(一). 情報システムのセキュリティ管理機能を主たる機能として 有する装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> はい	()	
イ(二). デジタル通信装置、有線・無線回路網の電気通信回線を構築/ 管理/運用するための装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> はい	()	
イ(三). 電子計算機、情報の記録/保存/処理を主たる機能として有す る装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> はい	()	
イ(四). 次の1及び2に該当する装置/部分品か? 1. 暗号機能は、当該貨物の主たる機能以外の機能を支援する ために用いられているもの 2. 暗号機能は、当該貨物に組み込まれたもの(注)又はプログ ラム(公開されているものを除く)(注)によって実現されて いるもの (注)暗号機能で該当のもの。	<input type="checkbox"/> はい	()	
(その他). 上記イ(一)～(四)以外の装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> はい	()	
(1-3)b. 上記(1-3)a.で確認した表のイ(一)～(四)のいずれかについて、「は い」にチェックがあり、かつ、その右側「()」内に暗号機能を記入 したものがあるか? 「様式9-07(別紙イ)」を用いて判断した場合は添付する。	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい (<input type="checkbox"/> 第九号イ(一) <input type="checkbox"/> 第九号イ(二) <input type="checkbox"/> 第九号イ(三) <input type="checkbox"/> 第九号イ(四)) ↓	
(2) 第九号ロ～ホに該当するか? (注1) 第九号ロ: 暗号機能有効化装置 第九号ハ: 量子暗号装置 第九号ニ: 暗号使用ウルトラワイドバンド装置 第九号ホ: 暗号使用スペクトル拡散装置	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい (<input type="checkbox"/> 第九号ロ <input type="checkbox"/> 第九号ハ <input type="checkbox"/> 第九号ニ <input type="checkbox"/> 第九号ホ)	
(判定) 以上の結果、標記第九号に該当するか? (注2)	<input checked="" type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当	

(注1) 貨物等省令第8条第九号は次ページを参照。

作成責任者:

(作成年月日 2018年3月5日)

(注2) 回答欄においてアンダーラインが付いたものが、
左欄のみにチェックされた場合は、非該当であり、
1つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定
 される。

会社名

株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職

第一技術部 技術部長

(フリガナ)

トラノ モンゾウ

氏名

虎野 門次郎

印

電話

03-XXXX-XXXX

商品名: NotePC
提供技術名:
メーカー名: 株式会社 タイガーゲート製作所
型及び等級: XXXX-XX-XX

「除外規定の第8条第九号へ(一)にあたる非該当のもの」の記入例を示す

該非用パラメータシート
(情報セキュリティ・貨物)
様式9-07(別紙へ1)

(1/1)

CISTEC 2018.1.22

(平成30年1月22日施行政省令等対応)

質問事項	回答		備考
<p>へ(一) 市販暗号装置:</p> <p>貨物等省令第8条第九号イからホに掲げるものであって、市販暗号装置として規制除外となるものの判定</p> <p>①-1</p> <p>a. 購入に際して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便若しくは公衆電気通信回線に接続した入出力装置(電話を含む。)による注文により、販売店の在庫から販売されるものか?</p> <p>①-2</p> <p>b. 当該貨物の有する暗号機能を当該貨物を使用する者によって変更できないものか?</p> <p>①-3</p> <p>c. 当該貨物の有する暗号機能の使用に際して当該貨物の供給者又は販売店による技術支援の必要がないものか?</p> <p>①-4</p> <p>d. 上記 a. から c. の全てに該当し、これらの内容が貨物の製造者、販売者又は輸出者によって書面(注記1)により確認できるものか?</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい ↓</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> はい ↓</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> はい ↓</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p>	<p><input type="checkbox"/> いいえ ↓</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ ↓</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ ↓</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p>	
<p>(判定)</p> <p>①-5</p> <p>以上の結果、規制除外(省令第8条第九号へ(一))が適用できるか?(注)</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい (規制除外)</p>	<p><input type="checkbox"/> いいえ (規制対象)</p>	

(注) 回答欄においてアンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、規制除外であり、1つでも右欄にチェックされた場合は、規制対象と判定される。

作成責任者: (作成年月日 2018年3月5日)
会社名: 株式会社 タイガーゲート製作所
所属・役職: 第一技術部 技術部長

(注記1) 書面には、カタログ、パンフレット等の製品紹介資料及び販売店のチラシ広告等を含む。(WEBページを印刷したものも可)

(フリガナ)
氏名: トラ/ モンゾウ
虎野 門次郎 印
電話: 03-XXXX-XXXX

「第8条第九号イに非該当のもの」の記入例を示す

商品名: ETC2.0車載器
 メーカー名: 株式会社 タイガーゲート製作所
 型及び等級: XXXX-XX-XX

該非用パラメータシート
 (情報セキュリティ・貨物)
 様式9-07

(1/2)

GISTEC 2018.1.22
 (平成30年1月)

この記入例では、市販前の貨物も合わせて判定しており、第8条第九号への除外規定を適用していない

質問事項	回答
<p>第九号 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品:</p> <p>(注)アビオニクス装置(輸出令別表第1の4の項(18)、省令第3条第十九号ハ(二)2)の場合別表第1の4の項で、衛星航法システムからの電波の受信装置(同表第1の11の項(4)、省令第10条第五号イ)の場合は11の項で判定を行うこと。</p> <p>(1)第九号イの判定: (注1)</p> <p>(1-1)当該貨物は、第九号への除外規定(市販の暗号装置/部分品)にあたるものか? 「様式9-07(別紙へ1)」、「様式9-07(別紙へ2)」を用いて判断し、添付する。回答が「いいえ又は適用しない」の場合、上記様式の添付不要。</p> <p>(1-2)当該貨物が、下表 a.~d.のいずれかにより規制除外・規制対象外(以下、「非規制」と呼ぶ)になる暗号機能を含む場合はチェックする。(暗号機能が複数ある場合は複数回答可。)</p>	<p><input type="checkbox"/> はい ←判定欄へ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓ 又は 適用しない</p> <p>下記(1-3)の判断のみで「非規制」にできる場合は、(1-2)の確認は不要。</p>
<p>a. 暗号機能が、対称アルゴリズムの鍵長56bit以下のものか? 又は非対称アルゴリズムが規制値を超えないものか?</p>	<p><input type="checkbox"/> はい ()</p>
<p>b. 暗号機能が、データ機密性確保のため以外に使用するものか?</p>	<p><input type="checkbox"/> はい ()</p>
<p>c. 暗号機能が使用できないものか? 又は暗号機能有効化の手段を用いて暗号機能を使用できるが、暗号機能が有効化されてないものか?</p>	<p><input type="checkbox"/> はい ()</p>
<p>d. 第九号イ(五)~(十三)、への除外規定が適用できるか? 「様式9-07(別紙イ5)」~「様式9-07(別紙イ13)」、「様式9-07(別紙へ1)」、「様式9-07(別紙へ2)」を用いて判断し、添付する。</p> <p>イ(五). スマートカード又はそのリーダーライタ イ(六). 銀行業務又は決済用の装置 イ(七). 携帯用電話機端末 イ(八). コードレス電話装置 イ(九). 携帯用電話機端末又は同等の無線機端末 イ(十). 無線パーソナルエリアネットワーク用の装置 イ(十一). 移動体通信用無線アクセスネットワーク装置 イ(十二). ルーター、スイッチ又はリレー イ(十三). 汎用目的の計算機能を有する装置又はサーバー へ. 市販暗号装置(未市販装置に内蔵されているもの)</p>	<p><input type="checkbox"/> はい ()</p> <p>(<input type="checkbox"/>イ(五) <input type="checkbox"/>イ(六) <input type="checkbox"/>イ(七) <input type="checkbox"/>イ(八) <input type="checkbox"/>イ(九) <input type="checkbox"/>イ(十) <input type="checkbox"/>イ(十一) <input type="checkbox"/>イ(十二) <input type="checkbox"/>イ(十三) <input type="checkbox"/>へ)</p>
<p>e. 当該貨物の暗号機能が、上記 a.~d.により「非規制」にならないものがあるか?</p>	<p><input type="checkbox"/> いいえ ② ↓</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> はい ←(1-3)a.へ</p>
<p>f. 上記 a.~d. 項の中で、d. 項のへ. のみにチェックされているか?</p>	<p><input type="checkbox"/> はい ←</p> <p>a.~d. で除外されない暗号機能をここに記載する</p>

ETC2.0 サービス用暗号機能

CISTEC 2018.1.22
 (平成30年1月22日施行政省令等対応)

質問事項	回答	備考
(1-3)a. 当該貨物が第九号イ(一)~(四)、(その他)のいずれに該当するか 下表にチェックする。(複合装置の場合は複数回答可。) また、上記(1-2)e.で「はい」にチェックした「非規制」にならない 暗号機能について、下表のあてはまる箇所の「()」内に記入する。		
イ(一). 情報システムのセキュリティ管理機能を主たる機能として 有する装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> はい	()
イ(二). デジタル通信装置、有線・無線回路網の電気通信回線を構築/ 管理/運用するための装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> はい	()
イ(三). 電子計算機、情報の記録/保存/処理を主たる機能として有す る装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> はい	()
イ(四). 次の1及び2に該当する装置/部分品か? 1. 暗号機能は、当該貨物の主たる機能以外の機能を支援する ために用いられているもの 2. 暗号機能は、当該貨物に組み込まれたもの(注)又はプログ ラム(公開されているものを除く)(注)によって実現されて いるもの (注)暗号機能で該当のもの。	<input type="checkbox"/> はい	()
(その他). 上記イ(一)~(四)以外の装置/部分品か? ③	<input checked="" type="checkbox"/> はい	(ETC2.0 サービス用暗号機能)
(1-3)b. 上記(1-3)a.で確認した表のイ(一)~(四)のいずれかについて、「は い」にチェックがあり、かつ、その右側「()」内に暗号機能を記入 したものがあるか? 「様式9-07(別紙イ)」を用いて判断した場合は添付する。	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい (<input type="checkbox"/> 第九号イ(一) <input type="checkbox"/> 第九号イ(二) <input type="checkbox"/> 第九号イ(三) <input type="checkbox"/> 第九号イ(四)) ↓
(2) 第九号ロ~ホに該当するか? (注1) 第九号ロ: 暗号機能有効化装置 第九号ハ: 量子暗号装置 第九号ニ: 暗号使用ウルトラワイドバンド装置 第九号ホ: 暗号使用スペクトル拡散装置	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい (<input type="checkbox"/> 第九号ロ <input type="checkbox"/> 第九号ハ <input type="checkbox"/> 第九号ニ <input type="checkbox"/> 第九号ホ)
(判定) 以上の結果、標記第九号に該当するか? (注2) ⑥	<input checked="" type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当

(注1) 貨物等省令第8条第九号は次ページを参照。

作成責任者: (作成年月日 2018年3月5日)

(注2) 回答欄においてアンダーラインが付いたものが、
左欄のみにチェックされた場合は、非該当であり、
1つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定
 される。

会社名 株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職 第一技術部 技術部長

(フリガナ)

トラノ モジノ

氏名

虎野 門次郎

印

電話

03-XXXX-XXXX

輸出令別表第1の9の項(7)(イ)の情報セキュリティ(暗号装置)

「除外規定の第8条第九号イ(六)にあたる非該当のもの」の記入例を示す

記入例4(第九号イ(六)で除外される装置)

商品名: 銀行 ATM
 メーカー名: 株式会社 タイガーゲート製作所
 型及び等級: XXXX-XX-XX

該非用パラメータシート
 (情報セキュリティ・貨物)
 様式9-07

(1/2)

GISTEC 2018.1.22
 (平成30年1月22日施行政省令等対応)

質問事項	回答	備考
<p>第九号 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品:</p> <p>(注)アビオニクス装置(輸出令別表第1の4の項(18)、省令第3条第十九号ハ(二)2)の場合は別表第1の4の項で、衛星航法システムからの電波の受信装置(同表第1の11の項(4)、省令第10条第五号イ)の場合は11の項で判定を行うこと。</p>		
<p>(1) 第九号イの判定: (注1)</p> <p>(1-1) 当該貨物は、第九号への除外規定(市販の暗号装置/部分品)にあたるものか? 「様式9-07(別紙へ1)」、「様式9-07(別紙へ2)」を用いて判断し、添付する。回答が「いいえ又は適用しない」の場合、上記様式の添付不要。</p> <p>(1-2) 当該貨物が、下表 a.~d. のいずれかにより規制除外・規制対象外(以下、「非規制」と呼ぶ)になる暗号機能を含む場合はチェックする。(暗号機能が複数ある場合は複数回答可。)</p>	<p><input type="checkbox"/> はい ←判定欄へ</p> <p>① <input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓ <input type="checkbox"/> 又は <input type="checkbox"/> 適用しない</p>	<p>下記(1-3)の判断のみで「非規制」にできる場合は、(1-2)の確認は不要。</p>
<p>a. 暗号機能が、対称アルゴリズムの鍵長56bit以下のものか? 又は非対称アルゴリズムが規制値を超えないものか?</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p>	<p>()</p>
<p>b. 暗号機能の有効化が、暗号機能の有効化を必要とするものか?</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p>	<p>()</p>
<p>c. 暗号機能又は暗号機能が有効化されていないものか?</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p> <p>②~③</p>	<p>()</p>
<p>d. 第九号イ(五)~(十三)、への除外規定が適用できるか? 「様式9-07(別紙イ5)」~「様式9-07(別紙イ13)」、「様式9-07(別紙へ1)」、「様式9-07(別紙へ2)」を用いて判断し、添付する。</p> <p>イ(五). スマートカード又はそのリーダーライタ イ(六). 銀行業務又は決済用の装置 イ(七). 携帯用電話機端末 イ(八). コードレス電話装置 イ(九). 携帯用電話機端末又は同等の無線機端末 イ(十). 無線パーソナルエリアネットワーク用の装置 イ(十一). 移動体通信用無線アクセスネットワーク装置 イ(十二). ルーター、スイッチ又はリレー イ(十三). 汎用目的の計算機能を有する装置又はサーバーへ. 市販暗号装置(未市販装置に内蔵されているもの)</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p>(<input type="checkbox"/>イ(五) <input checked="" type="checkbox"/>イ(六) <input type="checkbox"/>イ(七) <input type="checkbox"/>イ(八) <input type="checkbox"/>イ(九) <input type="checkbox"/>イ(十) <input type="checkbox"/>イ(十一) <input type="checkbox"/>イ(十二) <input type="checkbox"/>イ(十三) <input type="checkbox"/>へ)</p>	<p>(ATMの暗号機能)</p>
<p>e. 当該貨物の暗号機能が、上記 a.~d. により「非規制」にならないものがあるか?</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓</p> <p>④</p>	<p><input type="checkbox"/> はい ←(1-3) a. へ</p>
<p>f. 上記 a.~d. 項の中で、d. 項のへ. のみにチェックされているか?</p>	<p><input type="checkbox"/> はい ←判定欄へ</p> <p>⑤</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> いいえ ←(2) へ</p>

CISTEC 2018.1.22
 (平成30年1月22日施行政省令等対応)

質問事項	回答		備考
(1-3)a. 当該貨物が第九号イ(一)~(四)、(その他)のいずれに該当するか 下表にチェックする。(複合装置の場合は複数回答可。) また、上記(1-2)e.で「はい」にチェックした「非規制」にならない 暗号機能について、下表のあてはまる箇所の「()」内に記入する。			
イ(一). 情報システムのセキュリティ管理機能を主たる機能として 有する装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> はい	()	
イ(二). デジタル通信装置、有線・無線回路網の電気通信回線を構築/ 管理/運用するための装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> はい	()	
イ(三). 電子計算機、情報の記録/保存/処理を主たる機能として有す る装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> はい	()	
イ(四). 次の1及び2に該当する装置/部分品か? 1. 暗号機能は、当該貨物の主たる機能以外の機能を支援する ために用いられているもの 2. 暗号機能は、当該貨物に組み込まれたもの(注)又はプログ ラム(公開されているものを除く)(注)によって実現されて いるもの (注)暗号機能で該当のもの。	<input type="checkbox"/> はい	()	
(その他). 上記イ(一)~(四)以外の装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> はい	()	
(1-3)b. 上記(1-3)a.で確認した表のイ(一)~(四)のいずれかについて、「は い」にチェックがあり、かつ、その右側「()」内に暗号機能を記入 したものがあるか? 「様式9-07(別紙イ)」を用いて判断した場合は添付する。	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい (<input type="checkbox"/> 第九号イ(一) <input type="checkbox"/> 第九号イ(二) <input type="checkbox"/> 第九号イ(三) <input type="checkbox"/> 第九号イ(四)) ↓	
(2) 第九号ロ~ホに該当するか? (注1) 第九号ロ: 暗号機能有効化装置 第九号ハ: 量子暗号装置 第九号ニ: 暗号使用ウルトラワイドバンド装置 第九号ホ: 暗号使用スペクトル拡散装置	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい (<input type="checkbox"/> 第九号ロ <input type="checkbox"/> 第九号ハ <input type="checkbox"/> 第九号ニ <input type="checkbox"/> 第九号ホ)	
(判定) 以上の結果、標記第九号に該当するか? (注2)	<input checked="" type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当	

(注1) 貨物等省令第8条第九号は次ページを参照。

作成責任者: (作成年月日 2018年3月5日)

(注2) 回答欄においてアンダーラインが付いたものが、
左欄のみにチェックされた場合は、非該当であり、
1つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定
 される。

会社名 株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職 第一技術部 技術部長

(フリガナ)

トラノ モジロウ

氏名

虎野 門次郎

印

電話

03-XXXX-XXXX

輸出令別表第1の9の項(7)
情報セキュリティ(暗号装置)

「除外規定の第8条第九号イ(六)にあたる
非該当のもの」の記入例を示す

記入例4(第九号イ(六)で除外される装置)

商品名
提供技術名: 銀行 ATM

メーカー名: 株式会社 タイガーゲート製作所

型及び等級: XXXX-XX-XX

該非用パラメータシート
(情報セキュリティ・貨物)
様式9-07(別紙イ6) (1/1)

CISTEC 2018.1.22
(平成30年1月22日施行政省令等対応)

質問事項	回答		備考
イ(六). 銀行業務若しくは決済用の装置: a. 暗号装置であって、銀行業務若しくは決済(注)に使用する ように設計したもの又はその部分品か? (注) 決済には、料金の徴収及び精算又は割賦販売法(昭和36 年法律第159号)第2条第3項に規定する包括信用購入 あつせんに係る業務を含む。	②-1 <input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
(判定) 以上の結果、規制除外(省令第8条第九号イ(六))が適用でき るか?(注)	②-2 <input checked="" type="checkbox"/> はい (規制除外)	<input type="checkbox"/> いいえ (規制対象)	

(注) 回答欄においてアンダーラインが付いたものが、
左欄のみにチェックされた場合は、規制除外で
あり、1つでも右欄にチェックされた場合は、
規制対象と判定される。

作成責任者: (作成年月日 2018年3月5日)
会社名 株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職 第一技術部 技術部長

(フリガナ) トヲノ モツロウ
氏名 虎野 門次郎 印
電話 03-XXXX-XXXX

「第8条第九号イ(一)に該当のもの」の記入例を示す

商品名: セキュリティモジュール
 メーカー名: 株式会社 タイガーゲート製作所
 型及び等級: XXXX-XX-XX

該非用パラメータシート
 (情報セキュリティ・貨物)
 様式9-07

(1/2)

GISTEC 2018.1.22
 (平成30年1月22日施行政省令等対応)

質問事項	回答	備考
<p>第九号 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品:</p> <p>(注)アビオニクス装置(輸出令別表第1の4の項(18)、省令第3条第十九号ハ(二)2)の場合別表第1の4の項で、衛星航法システムからの電波の受信装置(同表第1の11の項(4)、省令第10条第五号イ)の場合は11の項で判定を行うこと。</p>		
<p>(1)第九号イの判定: (注1)</p> <p>(1-1)当該貨物は、第九号への除外規定(市販の暗号装置/部分品)にあたるものか? 「様式9-07(別紙へ1)」、「様式9-07(別紙へ2)」を用いて判断し、添付する。回答が「いいえ又は適用しない」の場合、上記様式の添付不要。</p> <p>(1-2)当該貨物が、下表 a.~d.のいずれかにより規制除外・規制対象外(以下、「非規制」と呼ぶ)になる暗号機能を含む場合はチェックする。(暗号機能が複数ある場合は複数回答可。)</p>	<p><input type="checkbox"/> はい ←判定欄へ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓ 又は 適用しない</p>	
<p>a. 暗号機能が、対称アルゴリズムの鍵長56bit以下のものか? 又は非対称アルゴリズムが規制値を超えないものか?</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p>	()
<p>b. 暗号機能が、データ機密性確保のため以外に使用するものか?</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p>	()
<p>c. 暗号機能が使用できないものか? 又は暗号機能有効化の手段を用いて暗号機能を使用できるが、暗号機能が有効化されてないものか?</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p>	()
<p>d. 第九号イ(五)~(十三)、への除外規定が適用できるか? 「様式9-07(別紙イ5)」~「様式9-07(別紙イ13)」、「様式9-07(別紙へ1)」、「様式9-07(別紙へ2)」を用いて判断し、添付する。 イ(五). スマートカード又はそのリーダーライタ イ(六). 銀行業務又は決済用の装置 イ(七). 携帯用電話機端末 イ(八). コードレス電話装置 イ(九). 携帯用電話機端末又は同等の無線機端末 イ(十). 無線パーソナルエリアネットワーク用の装置 イ(十一). 移動体通信用無線アクセスネットワーク装置 イ(十二). ルーター、スイッチ又はリレー イ(十三). 汎用目的の計算機能をも有する装置又はサーバー へ. 市販暗号装置(未市販装置に内蔵されているもの)</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p> <p>(<input type="checkbox"/>イ(五) <input type="checkbox"/>イ(六) <input type="checkbox"/>イ(七) <input type="checkbox"/>イ(八) <input type="checkbox"/>イ(九) <input type="checkbox"/>イ(十) <input type="checkbox"/>イ(十一) <input type="checkbox"/>イ(十二) <input type="checkbox"/>イ(十三) <input type="checkbox"/>へ)</p>	()
<p>e. 当該貨物の暗号機能が、上記 a.~d.により「非規制」にならないものがあるか?</p>	<p><input type="checkbox"/> いいえ ↓</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> はい ←(1-3) a. へ</p>	暗号チップ
<p>f. 上記 a.~d. 項の中で、d. 項のへ. のみにチェックされているか?</p>	<p><input type="checkbox"/> はい ←判定欄へ</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ ←(2) へ</p>	

a.~d. で除外されない暗号機能なのでここに記載する (IPsec 等の暗号プロトコルを具体的に記載してもよい)

CISTEC 2018.1.22
 (平成30年1月22日施行政省令等対応)

質問事項	回答	備考
(1-3)a. 当該貨物が第九号イ(一)~(四)、(その他)のいずれに該当するか下表にチェックする。(複合装置の場合は複数回答可。) また、上記(1-2)e.で「はい」にチェックした「非規制」にならない暗号機能について、下表のあてはまる箇所の「()」内に記入する。	(1-2)e.の備考欄に記載した暗号機能をここに振り分ける	
イ(一). 情報システムのセキュリティ管理機能を主たる機能とし有する装置/部分品か?	<input checked="" type="checkbox"/> はい	(暗号チップ)
イ(二). デジタル通信装置、有線・無線回路網の電気通信回線を構築/管理/運用するための装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> はい	()
イ(三). 電子計算機、情報の記録/保存/処理を主たる機能として有する装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> はい	()
イ(四). 次の1及び2に該当する装置/部分品か? 1. 暗号機能は、当該貨物の主たる機能以外の機能を支援するために用いられているもの 2. 暗号機能は、当該貨物に組み込まれたもの(注)又はプログラム(公開されているもの)(注)暗号機能	<input type="checkbox"/> はい	()
(その他). 上記イ(一)~(四)以外の		()
(1-3)b. 上記(1-3)a.で確認した表のイ(一)~(四)のいずれかについて、「はい」にチェックがあり、かつ、その右側「()」内に暗号機能を記入したものがあるか? 「様式9-07(別紙イ)」を用いて判断した場合は添付する。	<input type="checkbox"/> いいえ ↓ ④~⑤	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> 第九号イ(一) <input type="checkbox"/> 第九号イ(二) <input type="checkbox"/> 第九号イ(三) <input type="checkbox"/> 第九号イ(四) ↓
(2) 第九号ロ~ホに該当するか? (注1) 第九号ロ: 暗号機能有効化装置 第九号ハ: 量子暗号装置 第九号ニ: 暗号使用ウルトラワイドバンド装置 第九号ホ: 暗号使用スペクトル拡散装置	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ ⑥	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 第九号ロ <input type="checkbox"/> 第九号ハ <input type="checkbox"/> 第九号ニ <input type="checkbox"/> 第九号ホ
(判定) 以上の結果、標記第九号に該当するか? (注2)	<input type="checkbox"/> 非該当 ⑦	<input checked="" type="checkbox"/> 該当

(注1) 貨物等省令第8条第九号は次ページを参照。

作成責任者:

(作成年月日 2018年3月5日)

(注2) 回答欄においてアンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される。

会社名

株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職

第一技術部 技術部長

(フリガナ)

トラノ モジロウ

氏名

虎野 門次郎

印

電話

03-XXXX-XXXX

輸出令別表第1の9の項(7) (省令第8条第3項) 情報セキュリティ(暗号装置)

「第8条第九号イ(一)に該当のもの」
の記入例を示す

記入例5 (該当の暗号装置)

商品名: セキュリティモジュール
提供技術名: _____
メーカー名: 株式会社 タイガーゲート製作所
型及び等級: XXXX-XX-XX

該非用パラメータシート
(情報セキュリティ・貨物)
様式9-07(別紙イ) (1/1)
CISTEC 2018.1.22
(平成30年1月22日施行政省令等対応)

(一) 対称アルゴリズム

アルゴリズム名(鍵長: bit) ※記入例. 3DES(112bit) 複数記入可	判定 A	備考
鍵長: 56bit 超 (該当) のアルゴリズムのみ下欄に記入する。 ④-1	該当のアルゴリズムがあるか?	
AES(128bit) (鍵長は奇偶検査のため付加されるパリティビットを除く。)	<input type="checkbox"/> いいえ <input checked="" type="checkbox"/> はい	暗号チップ

(二)1. 非対称アルゴリズム(安全性の根拠:整数)

アルゴリズム名(整数: bit) ※記入例. RSA(2048bit) 複数記入可	判定 B	備考
整数: 512bit 超 (該当) のアルゴリズムのみ下欄に記入する。 ④-2	該当のアルゴリズムがあるか?	
RSA(2048bit) 複数該当するアルゴリズムがあるので記載している	<input type="checkbox"/> いいえ <input checked="" type="checkbox"/> はい	暗号チップ

(二)2. 非対称アルゴリズム(安全性の根拠:乗法群)

アルゴリズム名(乗法群: bit) ※記入例. DH(1024bit) 複数記入可	判定 C	備考
乗法群: 512bit 超 (該当) のアルゴリズムのみ下欄に記入する。 ④-3	該当のアルゴリズムがあるか?	
	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい	

(二)3. 非対称アルゴリズム(安全性の根拠:他の群)

アルゴリズム名(他の群: bit) ※複数記入可	判定 D	備考
他の群: 112bit 超 (該当) のアルゴリズムのみ下欄に記入する。 ④-4	該当のアルゴリズムがあるか?	
	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい	

作成責任者: (作成年月日 2018年3月5日)
会社名: 株式会社 タイガーゲート製作所
所属・役職: 第一技術部 技術部長
(フリガナ): トヲノ モンゾウ
氏名: 虎野 門次郎 印
電話: 03-XXXX-XXXX

輸出令別表第1の9の項(7)(省情報セキュリティ(暗号装置))

「第8条第九号イ(一)に該当のもの」の記入例を示す

記入例6(複数の暗号機能を有する装置)

商品名: Bluetooth・無線LANモジュール(試作品)
 メーカー名: 株式会社 タイガーゲート製作所
 型及び等級: XXXX-XX-XX

該非用パラメータシート
 (情報セキュリティ・貨物)
 様式9-07

(1/2)

GISTEC 2018.1.22
 (平成30年1月22日施行政省令等対応)

質問事項	回答	備考	
第九号 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品: <small>(注)アビオニクス装置(輸出令別表第1の4の項(18)、省令第3条第十九号ハ(二)2)の場合は別表第1の4の項で、衛星航法システムからの電波の受信装置(同表第1の11の項(4)、省令第10条第五号イ)の場合は11の項で判定を行うこと。</small>			
(1)第九号イの判定: (注1) (1-1)当該貨物は、第九号への除外規定(市販の暗号装置/部分品)にあたるものか? 「様式9-07(別紙へ1)」、「様式9-07(別紙へ2)」を用いて判断し、添付する。回答が「いいえ又は適用しない」の場合、上記様式の添付不要。 (1-2)当該貨物が、下表 a.~d.のいずれかにより規制除外・規制対象外(以下、「非規制」と呼ぶ)になる暗号機能を含む場合はチェックする。(暗号機能が複数ある場合は複数回答可。)	<input type="checkbox"/> はい ←判定欄へ	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓ 又は 適用しない	
a. 暗号機能が、対称アルゴリズムの鍵長56bit以下のものか? 又は非対称アルゴリズムの鍵長128bit以上のものか?	<input type="checkbox"/> はい	()	
b. 暗号機能の除外規定(市販の暗号装置/部分品)に該当するものか?	<input type="checkbox"/> はい	()	
c. 暗号機能又は暗号機能を実現するための部分品を記載する	<input type="checkbox"/> はい	()	
d. 第九号イ(五)~(十三)、への除外規定が適用できるか? 「様式9-07(別紙イ5)」~「様式9-07(別紙イ13)」、「様式9-07(別紙へ1)」、「様式9-07(別紙へ2)」を用いて判断し、添付する。 イ(五). スマートカード又はそのリーダーライタ イ(六). 銀行業務又は決済用の装置 イ(七). 携帯用電話機端末 イ(八). コードレス電話装置 イ(九). 携帯用電話機端末又は同等の無線機端末 イ(十). 無線パーソナルエリアネットワーク用の装置 イ(十一). 移動体通信用無線アクセスネットワーク装置 (十二). ルーター、スイッチ又はリレー イ(十三). 汎用目的の計算機能を有する装置又はサーバー へ. 市販暗号装置(未市販装置に内蔵されているもの)	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> イ(五) <input type="checkbox"/> イ(六) <input type="checkbox"/> イ(七) <input type="checkbox"/> イ(八) <input type="checkbox"/> イ(九) <input checked="" type="checkbox"/> イ(十) <input type="checkbox"/> イ(十一) <input type="checkbox"/> イ(十二) <input type="checkbox"/> イ(十三) <input type="checkbox"/> へ	Bluetooth用暗号機能 (規格 Ver. 3.0、class2)	
e. 当該貨物の暗号機能が、上記 a.~d.により「非規制」にならないものがあるか?	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input checked="" type="checkbox"/> はい ←(1-3)a.へ	無線LAN用暗号機能
f. 上記 a.~d.項の中で、d.項のへ. のみにチェックされているか?	<input type="checkbox"/> はい ←判定欄へ	<input type="checkbox"/> いいえ ←(2)へ	

a.~d.で除外されない暗号機能をここに記載する

CISTEC 2018.1.22
 (平成30年1月22日施行政省令等対応)

質問事項	回答	備考
(1-3)a. 当該貨物が第九号イ(一)~(四)、(その他)のいずれに該当するか下表にチェックする。(複合装置の場合は複数回答可。) また、上記(1-2)e.で「はい」にチェックした「非規制」にならない暗号機能について、下表のあてはまる箇所の「()」内に記入する。		(1-2)e. 備考欄に記載した暗号機能はここに振り分けて記載する
イ(一). 情報システムのセキュリティ管理機能を主たる機能として有する装置/部分品か?	<input type="checkbox"/>	
イ(二). デジタル通信装置、有線・無線回路網の電気通信回線を構築/管理/運用するための装置/部分品か?	<input checked="" type="checkbox"/> はい	(無線 LAN 用暗号機能)
イ(三). 電子計算機、情報の記録/保存/処理を主たる機能として有する装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> はい	()
イ(四). 次の1及び2に該当する装置/部分品か? 1. 暗号機能は、当該貨物の主たる機能以外の機能を支援するために用いられているもの 2. 暗号機能は、当該貨物に組み込まれたもの(注)又はプログラム(公開されているものを除く)(注)暗号機能で該当するもの(注)暗号機能で該当するもの	<input type="checkbox"/> はい	()
(その他). 上記イ(一)~(四)以外の装置/部分品か?	<input type="checkbox"/>	()
(1-3)b. 上記(1-3)a.で確認した表のイ(一)~(四)のいずれかについて、「はい」にチェックがあり、かつ、その右側「()」内に暗号機能を記入したものがあるか? 「様式9-07(別紙イ)」を用いて判断した場合は添付する。	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 第九号イ(一) <input checked="" type="checkbox"/> 第九号イ(二) <input type="checkbox"/> 第九号イ(三) <input type="checkbox"/> 第九号イ(四) ↓
(2) 第九号ロ~ホに該当するか? (注1) 第九号ロ: 暗号機能有効化装置 第九号ハ: 量子暗号装置 第九号ニ: 暗号使用ウルトラワイドバンド装置 第九号ホ: 暗号使用スペクトル拡散装置	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 第九号ロ <input type="checkbox"/> 第九号ハ <input type="checkbox"/> 第九号ニ <input type="checkbox"/> 第九号ホ
(判定) 以上の結果、標記第九号に該当するか? (注2)	<input type="checkbox"/> 非該当	<input checked="" type="checkbox"/> 該当

(注1) 貨物等省令第8条第九号は次ページを参照。

作成責任者:

(作成年月日 2018年3月5日)

(注2) 回答欄においてアンダーラインが付いたものが、
左欄のみにチェックされた場合は、非該当であり、
1つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される。

会社名

株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職

第一技術部 技術部長

(フリガナ)

トラノ モジロウ

氏名

虎野 門次郎

印

電話

03-XXXX-XXXX

輸出令別表第1の9の項(7) (情報セキュリティ (暗号装置))

「第8条第九号イ(一)に該当のもの」の記入例を示す

記入例6 (複数の暗号機能を有する装置)

商品名
提供技術名: Bluetooth・無線 LAN モジュール (試作品)

メーカー名: 株式会社 タイガーゲート製作所

型及び等級: XXXX-XX-XX

該非用パラメータシート
(情報セキュリティ・貨物)
様式9-07 (別紙イ10) (1/1)

CISTEC 2018.1.22
(平成30年1月22日施行政省令等対応)

質問事項	回答		備考
イ(十). 無線パーソナルエリアネットワーク用の装置:			
a. 無線パーソナルエリアネットワークに用いられる装置又はその部分品か?	<input checked="" type="checkbox"/> はい ↓	<input type="checkbox"/> いいえ ←判定欄へ	Bluetooth 用暗号機能 (規格 Ver.3.0、class2)
b. 公開された若しくは商業用の暗号標準のみを用いたものか?	<input checked="" type="checkbox"/> はい ↓	<input type="checkbox"/> いいえ ←判定欄へ	
c. 当該暗号標準に係る暗号機能を使用して通信を行うことができる範囲が30メートルを超えない範囲に限定されているものか?	<input checked="" type="checkbox"/> はい ←判定欄へ	<input type="checkbox"/> <u>いいえ</u> ↓	
d. 8以上のデバイスに相互接続することができないものであって、当該暗号標準に係る暗号機能を使用して通信を行うことができる範囲が100メートルを超えない範囲に限定されているものか?	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
(判定) 以上の結果、規制除外(省令第8条第九号イ(十))が適用できるか?(注)	<input checked="" type="checkbox"/> はい (規制除外)	<input type="checkbox"/> いいえ (規制対象)	

(注) 回答欄においてアンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、規制除外であり、1つでも右欄にチェックされた場合は、規制対象と判定される。

作成責任者: (作成年月日 2018年3月5日)

会社名: 株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職: 第一技術部 技術部長

(フリガナ) トヲノ モンゾウ

氏名: 虎野 門次郎 印

電話: 03-XXXX-XXXX

輸出令別表第1の9の項(7) (省令第
情報セキュリティ(暗号装置))

「第8条第九号イ(一)に該当のもの」の
記入例を示す

記入例6 (複数の暗号機能を有する装置)

商品名
提供技術名: Bluetooth・無線LANモジュール (試作品)

メーカー名: 株式会社 タイガーゲート製作所

型及び等級: XXXX-XX-XX

該非用パラメータシート
(情報セキュリティ・貨物)
様式9-07(別紙イ) (1/1)

CISTEC 2018.1.22
(平成30年1月22日施行政省令等対応)

(一) 対称アルゴリズム

アルゴリズム名(鍵長: bit) ※記入例. 3DES(112bit) 複数記入可	判定 A	備考
鍵長: 56bit 超 (該当) のアルゴリズムのみ下欄に記入する。	該当のアルゴリズム があるか?	
⑥-1 AES(128bit)	<input type="checkbox"/> いいえ <input checked="" type="checkbox"/> はい	無線 LAN 用暗号 機能
(鍵長は奇偶検査のため付加されるパリティビットを除く。)		

(二)1. 非対称アルゴリズム(安全性の根拠:整数)

アルゴリズム名(整数: bit) ※記入例. RSA(1024bit) 複数記入可	判定 B	備考
整数: 512bit 超 (該当) のアルゴリズムのみ下欄に記入する。	該当のアルゴリズム があるか?	
⑥-2	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい	

(二)2. 非対称アルゴリズム(安全性の根拠:乗法群)

アルゴリズム名(乗法群: bit) ※記入例. DH(1024bit) 複数記入可	判定 C	備考
乗法群: 512bit 超 (該当) のアルゴリズムのみ下欄に記入する。	該当のアルゴリズム があるか?	
⑥-3	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい	

(二)3. 非対称アルゴリズム(安全性の根拠:他の群)

アルゴリズム名(他の群: bit) ※複数記入可	判定 D	備考
他の群: 112bit 超 (該当) のアルゴリズムのみ下欄に記入する。	該当のアルゴリズム があるか?	
⑥-4	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい	

作成責任者: (作成年月日 2018年3月5日)

会社名: 株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職: 第一技術部 技術部長

(フリガナ) トヲ モンゾウ

氏名: 虎野 門次郎 印

電話: 03-XXXX-XXXX

外為令の該非判定パラメータシート
外為令別表の9の項及び15の項
通信と情報セキュリティに係る技術

「第21条第1項第九号に非該当のもの」の記入例を示す

記入例7（市販暗号プログラム）

該非用パラメータシート
（通信と情報セキュリティ・技術）
様式9-技（カバー）

(1/1)

提供技術名： メール暗号化ソフト（市販品）

メーカー名： 株式会社 タイガーゲート製作所

型及び等級： XXXX-XX-XX

CISTEC 2018. 1. 22
（平成30年1月22日施行政省令等対応）

判 定 項 番	パラメータシート様式
<p>《判定項番の選定と指定のパラメータシート様式》 標題の技術の判定対象項番は、下記の□にレ又は×をマークしたものです。 判定結果は添付のパラメータシート様式に記載します。</p> <p>【情報セキュリティ関連】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 1. 【外為令別表の9の項(1)関連(省令第21条第1項の技術)】 輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造 又は使用に係る技術あるいは、 プログラムであって、省令第8条第九号イ、ハ～ホ、第十号又は 第十一号のいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機 能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能の シミュレーションを行うことができるもの</p> <p>【通信関連】</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 【外為令別表の9の項(1)関連(省令第21条第1項の技術)】 輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造 又は使用に係る技術</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 【外為令別表の9の項(2)関連(省令第21条第2項の技術)】 輸出令別表第1の9の項(1)から(3)まで又は(5)から(6) までに掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術。 (外為令別表の9の項(1)及び15の項の中欄に掲げる 技術を除く。)</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 【外為令別表の9の項(3)関連(省令第21条第3項の技術)】 通信用に設計したモノリシックマイクロ波集積回路の設計又は 製造に係る技術。 (7の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p><input type="checkbox"/> 4. 【外為令別表の9の項(4)関連(省令第21条第4項の技術)】 超電導材料を用いた通信装置の設計又は製造に係る技術。 (7の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p><input type="checkbox"/> 5. 【外為令別表の15の項(1)関連(省令第27条第1項の技術)】 輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物の設計又は 製造に係る技術。</p>	<p>様式9-技1情セ</p> <p>様式9-技1通信</p> <p>様式9-技2</p> <p>様式9-技3</p> <p>様式9-技4</p> <p>様式15-技</p>

作成責任者：（作成年月日 2018年3月5日）

会社名 株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職 第一技術部 技術部長

（フリガナ）

氏名 トラノ モンゾウ 虎野 門次郎

印

電話 03-XXXX-XXXX

外為令別表の9の項(1)(省令第21条第
情報セキュリティに係る技術

「第21条第1項第九号に非該当
のもの」の記入例を示す

記入例7(市販暗号プログラム)

該非用パラメータシート
(情報セキュリティ技術)
様式9-技1情セ

(1/3)

提供技術名: メール暗号化ソフト(市販品)

メーカー名: 株式会社 タイガーゲート製作所

型及び等級: XXXX-XX-XX

CISTEC 2018.1.22

(平成30年1月22日施行行政省令等対応)

質問事項	区分*1		回答	備考
	技	プ		
以下の質問事項において、回答右欄の「はい」にチェックした場合(但し、破線で囲まれたものは除く)、本欄中の当てはまる□内にもチェックすること。				
【省令第21条第1項(外為令別表の9の項(1)関連)】 (解釈)「必要な技術」: 規制の性能レベル、特性若しくは機能に到達し又はこれらを超えるために必要な技術をいう。 (解釈)「貨物等省令第21条第1項第二号の二、第三号、第十二号、第十二号の二及び第十六号の規定中の技術(プログラムを除く。)」: 輸出令別表第1の9の項(7)、(8)、(10)又は(11)の中欄に掲げる貨物又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術であって貨物等省令第21条第1項に該当するものの機能、特性又は処理方式の実装を評価又は明らかにするために実行された処理手順から得られる情報システムのセキュリティ管理機能に関する技術データ(プログラムを除く。)を含む。			本パラメータシートは、省令第21条第1項より、情報セキュリティ関連のみを抜粋。	
第二号の二 次のいずれかに該当するものの□設計又は□製造に必要な技術(プログラムを除く。)か? <input type="checkbox"/> 第8条第九号: 暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ: 盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ: 信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号: 暗号解析装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十二号: 情報セキュリティの設計、製造用装置等	○		<input type="checkbox"/> いいえ ↓ <input type="checkbox"/> はい ↓	
第三号 次のいずれかに該当するものの使用に必要な技術(プログラムを除く。)か? <input type="checkbox"/> 第8条第九号: 暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ: 盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ: 信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号: 暗号解析装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十二号: 情報セキュリティの設計、製造用装置等	○		<input type="checkbox"/> いいえ ↓ <input type="checkbox"/> はい ↓	
「市販暗号プログラム」の判定 ・市販暗号プログラムに該当するか? (注記) 「様式9-技1情セ(別紙市販プ1)」を用いて判定し、判定欄の判定結果を右の回答欄に転記すること。 いいえ又は適用しない場合は、「様式9-技1情セ(別紙市販プ1)」の添付は不要。			<input checked="" type="checkbox"/> はい ←判定欄へ (プログラムのみ判定の場合) ←第十二号へ (プログラムと技術ともに判定する場合) <input type="checkbox"/> いいえ ↓ 又は 適用しない	①様式9-技1情セ(別紙市販プ1)を用いて判定し、添付する
「市販暗号装置のプログラム」の判定 ・市販暗号装置又はその部分品のプログラムに該当するか? (注記) 「様式9-技1情セ(別紙市販プ2)」を用いて判定し、判定欄の判定結果を右の回答欄に転記すること。 いいえ又は適用しない場合は、「様式9-技1情セ(別紙市販プ2)」の添付は不要。	○		<input type="checkbox"/> はい ←判定欄へ (プログラムのみ判定の場合) ←第十二号へ (プログラムと技術ともに判定する場合) <input type="checkbox"/> いいえ ↓ 又は 適用しない	

該非用パラメータシート
 (情報セキュリティ・技術)
 様式 9-技1情セ

CISTEC 2018.1.22
 (平成30年1月22日施行政省令等対応)

質問事項	区分*1		回答		備考
	技	プ			
第七号 次のいずれかに該当するものを <input type="checkbox"/> 設計し、又は <input type="checkbox"/> 製造するために設計したプログラムか？ <input type="checkbox"/> 第8条第九号：暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ：盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ：信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号：暗号解析装置 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号		○	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第八号の二 次のいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラムか？ <input type="checkbox"/> 第8条第九号：暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ：盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ：信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号：暗号解析装置 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号		○	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第九号 プログラムであって、次のいずれかに該当する貨物の <input type="checkbox"/> 有する機能と同等の機能を有するもの、 <input type="checkbox"/> 当該機能を実現するためのもの又は <input type="checkbox"/> 当該機能のシミュレーションを行うことができるものか？ (第8条第九号イ、ハ～ホに係るものにあつては、公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもののうち、その機能が操作、管理又は保守に関するものに限定されているものを除く。(規制除外**1)) <input type="checkbox"/> 第8条第九号イ、ハ～ホ：暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ：盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ：信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号：暗号解析装置 (注) 第8条第九号イ、ハ～ホ：暗号装置にチェックした場合には、 <input type="checkbox"/> 様式9-技1情セ(別紙暗プ)を記入して添付するか、又は <input type="checkbox"/> 右欄の(暗号内容記入欄)に記入のこと。 第8条第十号イ、ロ、第8条第十一号にチェックした場合には、それぞれ対応する次の様式のパラメータシートを記入して添付のこと。 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ：様式9-10 (盗聴検知通信ケーブルシステム) <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ：様式9-08 (信号の漏えい防止装置) <input type="checkbox"/> 第8条第十一号：様式9-07b (暗号解析装置) (解釈) 貨物等省令第21条第1項第九号(第8条第九号に係るものに限る。)中の操作、管理又は保守： 次のイからハまでのいずれか一つ以上に該当する作業をいい、二若しくはホのいずれかに該当する作業又はこれらに関連する鍵管理機能は含まない。 イ 次のいずれかの確立又は管理 (一) 使用者又は管理者のアカウント又は権限 (二) ある貨物又はあるプログラムの設定 (三) (一)又は(二)を支援するための認証データ ロ ある貨物若しくはあるプログラムの稼働状態又は性能の監視又は管理 ハイ又はロを支援するためのログ又は検査データの管理 ニ イ(一)又は(二)を支援するための認証データの確立又は管理に直接関係しない暗号機能の提供又は機能向上 ホ ある貨物又はあるプログラムのフォワーディングプレーンやデータプレーンにおいて暗号機能を実現させるもの		○	<input type="checkbox"/> いいえ (<input type="checkbox"/> 左記の規制除外**1を適用) ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	(暗号内容記入欄) (一)対称アルゴリズム 名称(鍵長)[コメント※] (二)非対称アルゴリズム 名称(根拠 bit 長)[コメント※] 1 安全性の根拠：整数の素因数分解 2 安全性の根拠：有限体上の乗法群 3 安全性の根拠：他の群 ※[コメント]欄には、暗号機能が認証又はデジタル署名、副次的目的など、貨物が省令第8条第九号イ(一)～(四)に当たらないなどの除外規定情報や、参考情報等を記載する。 記入例： 3DES(112bit) RSA(1024bit) DH(1024bit)

質問事項	区分*1		回答		備考
	技	プ			
第十二号 次のいずれかに該当するプログラムの□設計又は□製造に必要な技術(プログラムを除く。)か? □ 第21条第1項第七号 □ 第21条第1項第八号の二 □ 第21条第1項第九号	○		<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第十二号の二 次のいずれかに該当するプログラムの使用に必要な技術(プログラムを除く。)か? □ 第21条第1項第七号 □ 第21条第1項第八号の二 □ 第21条第1項第九号	○		<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第十六号 (暗号有効化技術) 技術(プログラムを除く。)であって、当該技術の暗号機能有効化の手段を用いることによるのみ、ある貨物又はあるプログラムが第8条第九号イに該当する貨物の有する機能に到達し、又はこれを超えることを可能にするものか? (注)潜在的には暗号機能等を有しているが普段はその機能が休眠している別の貨物又はプログラムに対して、その機能を有効化させる技術(プログラムを除く)を第十六号で判定する。 回答欄が「はい」の場合、第8条第九号イに該当する貨物の有する機能を有効化した後の貨物又はプログラムのパラメータシートの様式を添付すること。 (解釈)「暗号機能有効化の手段」:製造者により提供される安全な仕組み(装置若しくはプログラムと一対一で対応するもの又は一人の顧客が有する複数の同種の装置若しくはプログラムのために顧客と一対一で対応するものに限る。)によって、使用者が暗号機能を有効化し、又は使用可能にするあらゆる手段であって、貨物又は技術によって実現されるものをいう(例えば、シリアルナンバーを基にしたライセンスキー又はデジタル署名の証明書等の認証をするものをいう)。	○		<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第十七号 (暗号有効化プログラム) プログラムであって、当該プログラムの暗号機能有効化の手段を用いることによるのみ、ある貨物又はあるプログラムが第8条第九号イに該当する貨物の有する機能に到達し、若しくはこれを超えることを可能にするように設計又は改造したものか? (注)潜在的には暗号機能等を有しているが普段はその機能が休眠している別の貨物又はプログラムに対して、その機能を有効化させるプログラムを第十七号で判定する。 回答欄が「はい」の場合、第8条第九号イに該当する貨物の有する機能を有効化した後の貨物又はプログラムのパラメータシートの様式を添付すること。 (解釈)「暗号機能有効化の手段」:第十六号の解釈を参照。	○		<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい	1/3 頁の市販暗号プログラムまたは、市販暗号装置のプログラムの判定が「はい」の場合この号回答不要
(判定) 以上の結果、標記第21条第1項の情報セキュリティ関連部に該当するか?(注*2)	③		<input checked="" type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当	

(注)*1 区分欄の「技」は技術(プログラムを除く)、「プ」はプログラムを指し、技術のみの場合は「技」に、プログラムのみの場合は「プ」のみチェックを行う。

(注)*2 回答欄において、アンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、当該技術又はプログラムが、標記外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項)の情報セキュリティ関連部に非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は、該当と判定される。

作成責任者: (作成年月日 2018年3月5日)
会社名 株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職 第一技術部 技術部長

(フリガナ) トヲノ モンジロウ

氏名 虎野 門次郎

印

電話 03-XXXX-XXXX

情報セキュリティに係る技術
(市販暗号プログラム)

「第21条第1項第九号に非該当のもの」の記入例を示す

該非用パラメータシート
(情報セキュリティ・技術)
様式 9-技1情セ(別紙市販プ1) (1/1)

提供技術名: メール暗号化ソフト (市販品)

メーカー名: 株式会社 タイガーゲート製作所

型及び等級: XXXX-XX-XX

CISTEC 2018.1.22

(平成30年1月22日施行政省令等対応)

質問事項	回答	備考
「市販暗号プログラム」の判定 貨物等省令第21条第1項第七号、第八号の二、第九号又は第十七号の規定中のプログラム(第七号又は第八号の二にあっては第8条第九号又は第21条第1項第九号(第8条第九号に係るものに限る。)に限り、第九号にあっては第8条第九号に係るものに限る。①-1		
a-1. 購入に際して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便、信書便(注記1)若しくは電気通信の送信による注文により、販売店の在庫から販売されるものか?	<input checked="" type="checkbox"/> はい ←b. 項へ	<input type="checkbox"/> いいえ ↓
a-2. 使用者に対し何らの制限なく無償で提供されるものか?	<input type="checkbox"/> はい ↓	<input type="checkbox"/> いいえ ↓
b. 当該プログラムの有する暗号機能が当該プログラムを使用する者によって変更できないものか?	<input checked="" type="checkbox"/> はい ↓	<input type="checkbox"/> いいえ ↓
c. 当該プログラムの有する暗号機能の使用に際して当該プログラムの供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているものか?	<input checked="" type="checkbox"/> はい ↓	<input type="checkbox"/> いいえ ↓
d. 上記a-1.~c.すべてに該当することが当該プログラムの供給者、販売者又は提供者によって書面(注記2)により確認できるものか?	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
(判定) 以上の結果、標記市販暗号プログラムに該当するか? (注) ①-2	<input checked="" type="checkbox"/> はい (規制除外)	<input type="checkbox"/> いいえ (規制対象)

(注)回答欄において、アンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、当該プログラムが、標記市販暗号プログラムとして規制除外であり、1つでも右欄にチェックされた場合は、規制対象と判定される。

(注記 1) 信書便とは、信書便事業者(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者をいう。)による同条第2項に規定する信書便をいう。

(注記 2) 書面には、カタログ、パンフレット等の製品紹介資料及び販売店のチラシ広告等を含む。(WEBページを印刷したものも可)

作成責任者: (作成年月日 2018年3月5日)

会社名 株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職 第一技術部 技術部長

(フリガナ) トヲ/ モンゾウ

氏名 虎野 門次郎 印

電話 03-XXXX-XXXX

外為令の該非判定
外為令別表の9の
通信と情報セキュリ

「第21条第1項第九号に非該当のもの」の
記入例を示す

記入例8 (副次的暗号プログラム)

該非用パラメータシート
(通信と情報セキュリティ技術)
様式9-技(カバー)

(1/1)

提供技術名: 会計ソフト

メーカー名: 株式会社 タイガーゲート製作所

型及び等級: XXXX-XX-XX

CISTEC 2018.1.22
(平成30年1月22日施行政省令等対応)

判 定 項 番	パラメータシート様式
<p>《判定項番の選定と指定のパラメータシート様式》 標題の技術の判定対象項番は、下記の□にレ又は×をマークしたものです。 判定結果は添付のパラメータシート様式に記載します。</p> <p>【情報セキュリティ関連】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 1. 【外為令別表の9の項(1)関連(省令第21条第1項の技術)】 輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造 又は使用に係る技術あるいは、 プログラムであって、省令第8条第九号イ、ハ～ホ、第十号又は 第十一号のいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機 能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能の シミュレーションを行うことができるもの</p> <p>【通信関連】</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 【外為令別表の9の項(1)関連(省令第21条第1項の技術)】 輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造 又は使用に係る技術</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 【外為令別表の9の項(2)関連(省令第21条第2項の技術)】 輸出令別表第1の9の項(1)から(3)まで又は(5)から(6) までに掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術。 (外為令別表の9の項(1)及び15の項の中欄に掲げる 技術を除く。)</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 【外為令別表の9の項(3)関連(省令第21条第3項の技術)】 通信用に設計したモノリシックマイクロ波集積回路の設計又は 製造に係る技術。 (7の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p><input type="checkbox"/> 4. 【外為令別表の9の項(4)関連(省令第21条第4項の技術)】 超電導材料を用いた通信装置の設計又は製造に係る技術。 (7の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p><input type="checkbox"/> 5. 【外為令別表の15の項(1)関連(省令第27条第1項の技術)】 輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物の設計又は 製造に係る技術。</p>	<p>様式9-技1情セ</p> <p>様式9-技1通信</p> <p>様式9-技2</p> <p>様式9-技3</p> <p>様式9-技4</p> <p>様式15-技</p>

作成責任者: (作成年月日 2018年3月5日)

会社名 株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職 第一技術部 技術部長

(フリガナ) トヲノ モンジロウ

氏名 虎野 門次郎

印

電話 03-XXXX-XXXX

外為令別表の9の項(1)(省令
情報セキュリティに係る技術

「第21条第1項第九号に非該当のもの」
の記入例を示す

記入例8(副次的暗号プログラム)

該非用パラメータシート
(情報セキュリティ・技術)
様式9-技1情セ

(1/3)

提供技術名: 会計ソフト

メーカー名: 株式会社 タイガーゲート製作所

型及び等級: XXXX-XX-XX

CISTEC 2018.1.22

(平成30年1月22日施行政省令等対応)

質問事項	区分*1		回答	備考
	技	プ		
以下の質問事項において、回答右欄の「はい」にチェックした場合(但し、破線で囲まれたものは除く)、本欄中の当てはまる□内にもチェックすること。				
【省令第21条第1項(外為令別表の9の項(1)関連)】 (解釈)「必要な技術」: 規制の性能レベル、特性若しくは機能に到達し又はこれらを超えるために必要な技術をいう。 (解釈)「貨物等省令第21条第1項第二号の二、第三号、第十二号、第十二号の二及び第十六号の規定中の技術(プログラムを除く。)」: 輸出令別表第1の9の項(7)、(8)、(10)又は(11)の中欄に掲げる貨物又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術であって貨物等省令第21条第1項に該当するものの機能、特性又は処理方式の実装を評価又は明らかにするために実行された処理手順から得られる情報システムのセキュリティ管理機能に関する技術データ(プログラムを除く。)を含む。				本パラメータシートは、省令第21条第1項より、情報セキュリティ関連のみを抜粋。
第二号の二 次のいずれかに該当するものの□設計又は□製造に必要な技術(プログラムを除く。)か? <input type="checkbox"/> 第8条第九号: 暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ: 盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ: 信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号: 暗号解析装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十二号: 情報セキュリティの設計、製造用装置等	○		<input type="checkbox"/> いいえ ↓ <input type="checkbox"/> はい ↓	
第三号 次のいずれかに該当するものの使用に必要な技術(プログラムを除く。)か? <input type="checkbox"/> 第8条第九号: 暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ: 盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ: 信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号: 暗号解析装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十二号: 情報セキュリティの設計、製造用装置等	○		<input type="checkbox"/> いいえ ↓ <input type="checkbox"/> はい ↓	この記入例では、市販暗号プログラムの除外規定を適用していない
「市販暗号プログラム」の判定 ・市販暗号プログラムに該当するか? (注記) 「様式9-技1情セ(別紙市販プ1)」を用いて判定し、判定欄の判定結果を右の回答欄に転記すること。 いいえ又は適用しないの場合は、「様式9-技1情セ(別紙市販プ1)」の添付は不要。		○	<input type="checkbox"/> はい ←判定欄へ (プログラムのみ判定の場合) ←第十二号へ (プログラムと技術ともに判定する場合) <input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓ 又は 適用しない	①
「市販暗号装置のプログラム」の判定 ・市販暗号装置又はその部分品のプログラムに該当するか? (注記) 「様式9-技1情セ(別紙市販プ2)」を用いて判定し、判定欄の判定結果を右の回答欄に転記すること。 いいえ又は適用しないの場合は、「様式9-技1情セ(別紙市販プ2)」の添付は不要。		○	<input type="checkbox"/> はい ←判定欄へ (プログラムのみ判定の場合) ←第十二号へ (プログラムと技術ともに判定する場合) <input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓ 又は 適用しない	②

該非用パラメータシート
 (情報セキュリティ・技術)
 様式 9-技1情セ

CISTEC 2018.1.22
 (平成30年1月22日施行行政省令等対応)

質問事項	区分*1		回答	備考
	技	ブ		
第七号 次のいずれかに該当するものを <input type="checkbox"/> 設計し、又は <input type="checkbox"/> 製造するために設計したプログラムか？ <input type="checkbox"/> 第8条第九号：暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ：盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ：信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号：暗号解析装置 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号		○	③ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓ <input type="checkbox"/> はい ↓	
第八号の二 次のいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラムか？ <input type="checkbox"/> 第8条第九号：暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ：盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ：信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号：暗号解析装置 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号		○	④ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓ <input type="checkbox"/> はい ↓	
⑤ 第九号 プログラムであって、次のいずれかに該当する貨物の <input checked="" type="checkbox"/> 有する機能と同等の機能を有するもの、 <input type="checkbox"/> 当該機能を実現するためのもの又は <input type="checkbox"/> 当該機能のシミュレーションを行うことができるものか？ (第8条第九号イ、ハ～ホに係るものにあつては、公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもののうち、その機能が操作、管理又は保守に関するものに限定されているものを除く。(規制除外**1)) <input checked="" type="checkbox"/> 第8条第九号イ、ハ～ホ：暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ：盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ：信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号：暗号解析装置		○	⑥ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ (□左記の規制除外**1を適用) ↓	(暗号内容記入欄) ⑦ (一)対称アルゴリズム 名称(鍵長[コメント※] [副次的暗号プログラム]) (二)非対称アルゴリズム 名称(根拠 bit 長[コメント※]) 1 安全性の根拠：整数の素因数分解
⑥ (注) 第8条第九号イ、ハ～ホ：暗号装置にチェックした場合には、 <input type="checkbox"/> 様式9-技1情セ(別紙暗ブ)を記入して添付するか、又は <input checked="" type="checkbox"/> 右欄の(暗号内容記入欄)に記入のこと。 第8条第十号イ、ロ、第8条第十一号にチェックした場合には、それぞれ対応する次の様式のパラメータシートを記入して添付のこと。 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ：様式9-10 (盗聴検知通信ケーブルシステム) <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ：様式9-08(信号の漏えい防止装置) <input type="checkbox"/> 第8条第十一号：様式9-07b(暗号解析装置)				本記入例は右欄に記入する場合を示す 3 安全性の根拠：他の群 ※[コメント]欄には、暗号機能が認証又はデジタル署名、副次的目的など、貨物が省令第8条第九号イ(一)～(四)に当たらないなどの除外規定情報や、参考情報等を記載する。 記入例： 3DES(112bit) RSA(1024bit) DH(1024bit)
(解釈) 貨物等省令第21条第1項第九号(第8条第九号に係るものに限る。)中の操作、管理又は保守： 次のイからハまでのいずれか一つ以上に該当する作業をいい、二若しくはホのいずれかに該当する作業又はこれらに関連する鍵管理機能は含まない。 イ 次のいずれかの確立又は管理 (一) 使用者又は管理者のアカウント又は権限 (二) ある貨物又はあるプログラムの設定 (三) (一)又は(二)を支援するための認証データ ロ ある貨物若しくはあるプログラムの稼働状態又は性能の監視又は管理 ハ イ又はロを支援するためのログ又は検査データの管理 ニ イ(一)又は(二)を支援するための認証データの確立又は管理に直接関係しない暗号機能の提供又は機能向上 ホ ある貨物又はあるプログラムのフォワーディングプレーンやデータプレーンにおいて暗号機能を実現させるもの				

質問事項	区分*1		回答		備考
	技	プ			
第十二号 次のいずれかに該当するプログラムの□設計又は□製造に必要な技術(プログラムを除く。)か? □ 第21条第1項第七号 □ 第21条第1項第八号の二 □ 第21条第1項第九号	○		<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第十二号の二 次のいずれかに該当するプログラムの使用に必要な技術(プログラムを除く。)か? □ 第21条第1項第七号 □ 第21条第1項第八号の二 □ 第21条第1項第九号	○		<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第十六号 (暗号有効化技術) 技術(プログラムを除く。)であって、当該技術の暗号機能有効化の手段を用いることによるのみ、ある貨物又はあるプログラムが第8条第九号イに該当する貨物の有する機能に到達し、又はこれを超えることを可能にするものか? (注)潜在的には暗号機能等を有しているが普段はその機能が休眠している別の貨物又はプログラムに対して、その機能を有効化させる技術(プログラムを除く)を第十六号で判定する。 回答欄が「はい」の場合、第8条第九号イに該当する貨物の有する機能を有効化した後の貨物又はプログラムのパラメータシートの様式を添付すること。 (解釈)「暗号機能有効化の手段」:製造者により提供される安全な仕組み(装置若しくはプログラムと一対一で対応するもの又は一人の顧客が有する複数の同種の装置若しくはプログラムのために顧客と一対一で対応するものに限る。)によって、使用者が暗号機能を有効化し、又は使用可能にするあらゆる手段であって、貨物又は技術によって実現されるものをいう(例えば、シリアルナンバーを基にしたライセンスキー又はデジタル署名の証明書等の認証をするものをいう)。	○		<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第十七号 (暗号有効化プログラム) プログラムであって、当該プログラムの暗号機能有効化の手段を用いることによるのみ、ある貨物又はあるプログラムが第8条第九号イに該当する貨物の有する機能に到達し、若しくはこれを超えることを可能にするように設計又は改造したものか? (注)潜在的には暗号機能等を有しているが普段はその機能が休眠している別の貨物又はプログラムに対して、その機能を有効化させるプログラムを第十七号で判定する。 回答欄が「はい」の場合、第8条第九号イに該当する貨物の有する機能を有効化した後の貨物又はプログラムのパラメータシートの様式を添付すること。 (解釈)「暗号機能有効化の手段」:第十六号の解釈を参照。	○		<input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい	1/3頁の市販暗号プログラムまたは、市販暗号装置のプログラムの判定が「はい」の場合この号回答不要
(判定) 以上の結果、標記第21条第1項の情報セキュリティ関連部に該当するか?(注*2)			<input checked="" type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当	

(注)*1 区分欄の「技」は技術(プログラムを除く)、「プ」はプログラムを指し、技術のみの場合は「技」に、プログラムのみの場合は「プ」のみチェックを行う。

(注)*2 回答欄において、アンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、当該技術又はプログラムが、標記外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項)の情報セキュリティ関連部に非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は、該当と判定される。

作成責任者: (作成年月日 2018年3月5日)
会社名 株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職 第一技術部 技術部長

(フリガナ) トヲノ モンジロウ

氏名 虎野 門次郎

印

電話 03-XXXX-XXXX

外為令の該非判定パラメータシート
外為令別表の9の項及び15の項
通信と情報セキュリティに係る技術

「第21条第1項第九号に該当のもの」の
記入例を示す

記入例9（該当の暗号プログラム）

該非用パラメータシート
（通信と情報セキュリティ技術）
様式9-技（カバー）

(1/1)

提供技術名： 暗号化ライブラリ

メーカー名： 株式会社 タイガーゲート製作所

型及び等級： XXXX-XX-XX

CISTEC 2018.1.22
（平成30年1月22日施行政省令等対応）

判 定 項 番	パラメータシート様式
<p>《判定項番の選定と指定のパラメータシート様式》 標題の技術の判定対象項番は、下記の□にレ又は×をマークしたものです。 判定結果は添付のパラメータシート様式に記載します。</p> <p>【情報セキュリティ関連】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 1. 【外為令別表の9の項(1)関連(省令第21条第1項の技術)】 輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造 又は使用に係る技術あるいは、 プログラムであって、省令第8条第九号イ、ハ～ホ、第十号又は 第十一号のいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機 能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能の シミュレーションを行うことができるもの</p>	<p>様式9-技1情セ</p>
<p>【通信関連】</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 【外為令別表の9の項(1)関連(省令第21条第1項の技術)】 輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造 又は使用に係る技術</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 【外為令別表の9の項(2)関連(省令第21条第2項の技術)】 輸出令別表第1の9の項(1)から(3)まで又は(5)から(6) までに掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術。 (外為令別表の9の項(1)及び15の項の中欄に掲げる 技術を除く。)</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 【外為令別表の9の項(3)関連(省令第21条第3項の技術)】 通信用に設計したモノリシックマイクロ波集積回路の設計又は 製造に係る技術。 (7の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p><input type="checkbox"/> 4. 【外為令別表の9の項(4)関連(省令第21条第4項の技術)】 超電導材料を用いた通信装置の設計又は製造に係る技術。 (7の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p><input type="checkbox"/> 5. 【外為令別表の15の項(1)関連(省令第27条第1項の技術)】 輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物の設計又は 製造に係る技術。</p>	<p>様式9-技1通信</p> <p>様式9-技2</p> <p>様式9-技3</p> <p>様式9-技4</p> <p>様式15-技</p>

作成責任者： (作成年月日 2018年3月5日)
 会社名 株式会社 タイガーゲート製作所
 所属・役職 第一技術部 技術部長
 (フリガナ) トラノ モンゾウ
 氏名 虎野 門次郎 印
 電話 03-XXXX-XXXX

外為令別表の9の項(1)(省令第
情報セキュリティに係る技術

「第21条第1項第九号に該当のもの」の
記入例を示す

記入例9(該当の暗号プログラム)

提供技術名: 暗号化ライブラリ

該非用パラメータシート
(情報セキュリティ・技術)
様式 9-技1情セ

(1/3)

メーカー名: 株式会社 タイガーゲート製作所

型及び等級: XXXX-XX-XX

CISTEC 2018.1.22

(平成30年1月22日施行政省令等対応)

質問事項	区分*1		回答	備考
	技	プ		
以下の質問事項において、回答右欄の「はい」にチェックした場合(但し、破線で囲まれたものは除く)、本欄中の当てはまる□内にもチェックすること。				
【省令第21条第1項(外為令別表の9の項(1)関連)】 (解釈)「必要な技術」: 規制の性能レベル、特性若しくは機能に到達し又はこれらを超えるために必要な技術をいう。 (解釈)「貨物等省令第21条第1項第二号の二、第三号、第十二号、第十二号の二及び第十六号の規定中の技術(プログラムを除く。)」: 輸出令別表第1の9の項(7)、(8)、(10)又は(11)の中欄に掲げる貨物又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術であって貨物等省令第21条第1項に該当するものの機能、特性又は処理方式の実装を評価又は明らかにするために実行された処理手順から得られる情報システムのセキュリティ管理機能に関する技術データ(プログラムを除く。)を含む。			本パラメータシートは、省令第21条第1項より、情報セキュリティ関連のみを抜粋。	
第二号の二 次のいずれかに該当するものの□設計又は□製造に必要な技術(プログラムを除く。)か? <input type="checkbox"/> 第8条第九号: 暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ: 盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ: 信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号: 暗号解析装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十二号: 情報セキュリティの設計、製造用装置等	○		<input type="checkbox"/> いいえ ↓ <input type="checkbox"/> はい ↓	
第三号 次のいずれかに該当するものの使用に必要な技術(プログラムを除く。)か? <input type="checkbox"/> 第8条第九号: 暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ: 盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ: 信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号: 暗号解析装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十二号: 情報セキュリティの設計、製造用装置等	○		<input type="checkbox"/> いいえ ↓ <input type="checkbox"/> はい ↓	
「市販暗号プログラム」の判定 ・市販暗号プログラムに該当するか? (注記) 「様式9-技1情セ(別紙市販プ1)」を用いて判定し、判定欄の判定結果を右の回答欄に転記すること。 いいえ又は適用しないの場合は、「様式9-技1情セ(別紙市販プ1)」の添付は不要。		○	① <input type="checkbox"/> はい ←判定欄へ (プログラムのみ判定の場合) ←第十二号へ (プログラムと技術ともに判定する場合) <input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓ 又は 適用しない	
「市販暗号装置のプログラム」の判定 ・市販暗号装置又はその部分品のプログラムに該当するか? (注記) 「様式9-技1情セ(別紙市販プ2)」を用いて判定し、判定欄の判定結果を右の回答欄に転記すること。 いいえ又は適用しないの場合は、「様式9-技1情セ(別紙市販プ2)」の添付は不要。		○	② <input type="checkbox"/> はい ←判定欄へ (プログラムのみ判定の場合) ←第十二号へ (プログラムと技術ともに判定する場合) <input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓ 又は 適用しない	

該非用パラメータシート
 (情報セキュリティ・技術)
 様式 9-技1情セ

CISTEC 2018.1.22
 (平成30年1月22日施行政省令等対応)

質問事項	区分*1		回答	備考
	技	プ		
第七号 次のいずれかに該当するものを <input type="checkbox"/> 設計し、又は <input type="checkbox"/> 製造するために設計したプログラムか？ <input type="checkbox"/> 第8条第九号：暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ：盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ：信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号：暗号解析装置 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号		○	③ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓ <input type="checkbox"/> はい ↓	
第八号の二 次のいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラムか？ <input type="checkbox"/> 第8条第九号：暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ：盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ：信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号：暗号解析装置 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号		○	④ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓ <input type="checkbox"/> はい ↓	
⑤ 第九号 プログラムであって、次のいずれかに該当する貨物の <input checked="" type="checkbox"/> 有する機能と同等の機能を有するもの、 <input type="checkbox"/> 当該機能を実現するためのもの又は <input type="checkbox"/> 当該機能のシミュレーションを行うことができるものか？ (第8条第九号イ、ハ～ホに係るものにあつては、公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもののうち、その機能が操作、管理又は保守に関するものに限定されているものを除く。(規制除外**1)) <input checked="" type="checkbox"/> 第8条第九号イ、ハ～ホ：暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ：盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ：信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号：暗号解析装置 (注) ⑥ 第8条第九号イ、ハ～ホ：暗号装置にチェックした場合には、 <input checked="" type="checkbox"/> 様式9-技1情セ(別紙暗プ)を記入して添付するか、又は <input type="checkbox"/> 右欄の(暗号内容記入欄)に記入のこと。 第8条第十号イ、ロ、第8条第十一号イ、ロにチェックした場合には、それぞれ対応する次の様式のコメントを記入して添付のこと <input type="checkbox"/> 第8条... 本記入例は、⑦様式9-技1情セ(別紙暗プ)を用いて判定し、添付する。 <input type="checkbox"/> 第8条... <input type="checkbox"/> 第8条第十一号：様式9-U/B(暗号解析装置)		○	⑦～⑧ <input checked="" type="checkbox"/> はい ↓ <input type="checkbox"/> いいえ (□左記の規制除外**1を適用) ↓	(暗号内容記入欄) (一)対称アルゴリズム 名称(鍵長)[コメント※] (二)非対称アルゴリズム 名称(根拠 bit 長)[コメント※] 1 安全性の根拠：整数の素因数分解 2 安全性の根拠：有限体上の乗法群 3 安全性の根拠：他の群 ※[コメント]欄には、暗号機能が認証又はデジタル署名、副次的目的など、貨物が省令第8条第九号イ(一)～(四)に当たらないなどの除外規定情報や、参考情報等を記載する。 記入例： 3DES(112bit) RSA(1024bit) DH(1024bit)
(解釈) 貨物等省令第21条第1項第九号(第8条第九号に係るものに限る。)中の操作、管理又は保守： 次のイからハまでのいずれか一つ以上に該当する作業をいい、二若しくはホのいずれかに該当する作業又はこれらに関連する鍵管理機能は含まない。 イ 次のいずれかの確立又は管理 (一) 使用者又は管理者のアカウント又は権限 (二) ある貨物又はあるプログラムの設定 (三) (一)又は(二)を支援するための認証データ ロ ある貨物若しくはあるプログラムの稼働状態又は性能の監視又は管理 ハ イ又はロを支援するためのログ又は検査データの管理 ニ イ(一)又は(二)を支援するための認証データの確立又は管理に直接関係しない暗号機能の提供又は機能向上 ホ ある貨物又はあるプログラムのフォワーディングプレーンやデータプレーンにおいて暗号機能を実現させるもの				

質問事項	区分*1		回答		備考
	技	プ			
第十二号 次のいずれかに該当するプログラムの□設計又は□製造に必要な技術(プログラムを除く。)か? □ 第21条第1項第七号 □ 第21条第1項第八号の二 □ 第21条第1項第九号	○		<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第十二号の二 次のいずれかに該当するプログラムの使用に必要な技術(プログラムを除く。)か? □ 第21条第1項第七号 □ 第21条第1項第八号の二 □ 第21条第1項第九号	○		<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第十六号 (暗号有効化技術) 技術(プログラムを除く。)であって、当該技術の暗号機能有効化の手段を用いることによるのみ、ある貨物又はあるプログラムが第8条第九号イに該当する貨物の有する機能に到達し、又はこれを超えることを可能にするものか? (注)潜在的には暗号機能等を有しているが普段はその機能が休眠している別の貨物又はプログラムに対して、その機能を有効化させる技術(プログラムを除く)を第十六号で判定する。 回答欄が「はい」の場合、第8条第九号イに該当する貨物の有する機能を有効化した後の貨物又はプログラムのパラメータシートの様式を添付すること。 (解釈)「暗号機能有効化の手段」:製造者により提供される安全な仕組み(装置若しくはプログラムと一対一で対応するもの又は一人の顧客が有する複数の同種の装置若しくはプログラムのために顧客と一対一で対応するものに限る。)によって、使用者が暗号機能を有効化し、又は使用可能にするあらゆる手段であって、貨物又は技術によって実現されるものをいう(例えば、シリアルナンバーを基にしたライセンスキー又はデジタル署名の証明書等の認証をするものをいう)。	○		<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第十七号 (暗号有効化プログラム) プログラムであって、当該プログラムの暗号機能有効化の手段を用いることによるのみ、ある貨物又はあるプログラムが第8条第九号イに該当する貨物の有する機能に到達し、若しくはこれを超えることを可能にするように設計又は改造したものか? (注)潜在的には暗号機能等を有しているが普段はその機能が休眠している別の貨物又はプログラムに対して、その機能を有効化させるプログラムを第十七号で判定する。 回答欄が「はい」の場合、第8条第九号イに該当する貨物の有する機能を有効化した後の貨物又はプログラムのパラメータシートの様式を添付すること。 (解釈)「暗号機能有効化の手段」:第十六号の解釈を参照。	○		<input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい	1/3頁の市販暗号プログラムまたは、市販暗号装置のプログラムの判定が「はい」の場合この号回答不要
(判定) 以上の結果、標記第21条第1項の情報セキュリティ関連部に該当するか?(注*2)			<input type="checkbox"/> 非該当	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	

(注)*1 区分欄の「技」は技術(プログラムを除く)、「プ」はプログラムを指し、技術のみの場合は「技」に、プログラムのみの場合は「プ」のみチェックを行う。

(注)*2 回答欄において、アンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、当該技術又はプログラムが、標記外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項)の情報セキュリティ関連部に非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は、該当と判定される。

作成責任者: (作成年月日 2018年3月5日)
会社名 株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職 第一技術部 技術部長

(フリガナ) トヲノ モンジロウ
氏名 虎野 門次郎 印

電話 03-XXXX-XXXX

提供技術名: 暗号化ライブラリ
 メーカー名: 株式会社 タイガーゲート製作所
 型及び等級: XXXX-XX-XX

該非用パラメータシート
 (情報セキュリティ・技術)
 様式9-技1情セ(別紙暗プ) (1/2)
 CISTEC 2018.1.22
 (平成30年1月22日施行政省令等対応)

質問事項	回答	備考	
<p>第九号 プログラムであって、省令第8条第九号(暗号装置)イ、ハ～ホに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの(公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもののうち、操作、管理又は保守に関する作業に限定されているものを除く。):</p> <p>(注) プログラムであって、次に該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるものについては、本号から除かれる。 (a) アビオニクス装置(輸出令別表第1の4の項(18)、省令第3条第十九号ハ(二)2) (b) 衛星航法システムからの電波の受信装置(同表第1の11の項(4)、省令第10条第五号イ)</p>			
<p>(1) 第8条第九号イの判定: (注1) (1-1) 当該プログラムが下表の a. ~d. のいずれかの貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるものにより規制除外・規制対象外(以下、「非規制」と呼ぶ)になる暗号機能を含む場合はチェックする。(暗号機能が複数ある場合は複数回答可。)</p>		<p>次ページの(1-2)の判断のみで「非規制」にできる場合は、(1-1)の確認は不要。</p>	
<p>a. 暗号機能が、対称アルゴリズムの鍵長56bit以下のものか？ 又は非対称アルゴリズムが規制値を超えないものか？</p>	<input type="checkbox"/> はい ()		
<p>b. 暗号機能が、データ機密性確保のため以外に使用するものか？</p>	<input type="checkbox"/> はい ()		
<p>c. 暗号機能が使用できないものか？ 又は暗号機能有効化の手段を用いて暗号機能を使用できるが、暗号機能が有効化されてないものか？</p>	<input type="checkbox"/> はい ()		
<p>d. 第九号イ(五)~(十三)、への除外規定が適用できるか？ 「様式9-07(別紙イ5)」~「様式9-07(別紙イ13)」、「様式9-07(別紙ヘ1)」、「様式9-07(別紙ヘ2)」を用いて判断し、添付する。 イ(五). スマートカード又はそのリーダライタ イ(六). 銀行業務又は決済用の装置 イ(七). 携帯用電話機端末 イ(八). コードレス電話装置 イ(九). 携帯用電話機端末又は同等の無線機端末 イ(十). 無線パーソナルエリアネットワーク用の装置 イ(十一). 移動体通信用無線アクセスネットワーク装置 イ(十二). ルーター、スイッチ又はリレー イ(十三). 汎用目的の計算機能を有する装置又はサーバー へ. 市販暗号装置</p>	<input type="checkbox"/> はい () <input type="checkbox"/> イ(五) <input type="checkbox"/> イ(六) <input type="checkbox"/> イ(七) <input type="checkbox"/> イ(八) <input type="checkbox"/> イ(九) <input type="checkbox"/> イ(十) <input type="checkbox"/> へ	<p>a. ~d. で除外されない暗号機能をここに記載する</p>	
<p>e. 当該プログラムの暗号機能が、上記 a. ~d. により「非規制」にならないものがあるか？</p>	<input type="checkbox"/> いいえ ↓ ⑦-1	<input checked="" type="checkbox"/> はい ←(1-2) a. へ	<p>暗号化ライブラリ</p>
<p>f. 上記 a. ~d. 項の中で、d. 項のへ. のみにチェックされているか？</p>	<input type="checkbox"/> はい ←判定欄へ	<input type="checkbox"/> いいえ ←(2)へ	

質問事項	回答	備考
(1-2)a. 当該プログラムが下表の第九号イ(一)~(四)、(その他)のいずれかの貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシュミレーションを行うことができるものを下表にチェックする。(複合装置の場合は複数回答可。) また、上記(1-1)e.で「はい」にチェックした「非規制」にならない暗号機能について、下表のあてはまる箇所の「()」内に記入する。		(1-1)e. 備考欄に記載した暗号機能をここに振り分けて記載する
イ(一). 情報システムのセキュリティ管理機能を主たる機能として有する装置/部分品か?	<input checked="" type="checkbox"/> はい	(暗号化ライブラリ)
イ(二). デジタル通信装置、有線・無線回路網の電気通信回線を構築/管理/運用するための装置、その部分品か?	<input type="checkbox"/> はい	()
イ(三). 電子計算機、情報の記録/保存/処理を主たる機能として有する装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> はい	()
イ(四). 次の1及び2に該当する装置/部分品か? 1. 暗号機能は、当該貨物の主たる機能以外の機能を支援するために用いられているもの 2. 暗号機能は、当該貨物に組み込まれたプログラム(公開されているものを含む)に組み込まれているもの (注)暗号機能で公開されているもの	<input type="checkbox"/> はい	()
(その他). 上記イ(一)~(四)以外の装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> はい	()
(1-2)b. 上記(1-2)a.で確認した表のイ(一)~(四)のいずれかについて、「はい」にチェックがあり、かつ、その右側「()」内に暗号機能を記入したものがあるか? 「様式9-07(別紙イ)」を用いて判断した場合は添付する。	<input type="checkbox"/> いいえ ↓ ⑦-3~4	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> 第九号イ(一) <input type="checkbox"/> 第九号イ(二) <input type="checkbox"/> 第九号イ(三) <input type="checkbox"/> 第九号イ(四) ↓
(2) 当該プログラムの暗号機能が第九号ハ~ホに該当するか? (注1) 第九号ハ: 量子暗号装置 第九号ニ: 暗号使用ウルトラワイドバンド装置 第九号ホ: 暗号使用スペクトル拡散装置	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい (<input type="checkbox"/> 第九号ハ <input type="checkbox"/> 第九号ニ <input type="checkbox"/> 第九号ホ)
(判定) 以上の結果、標記第21条第1項第九号の暗号プログラムに該当するか? (注2)	<input type="checkbox"/> 非該当	<input checked="" type="checkbox"/> 該当

(注1) 貨物等省令第8条第九号は次ページを参照。

作成責任者:

(作成年月日 2018年3月5日)

(注2) 回答欄においてアンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される。

会社名

株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職

第一技術部 技術部長

(フリガナ)

トラ モンジロウ

氏名

虎野 門次郎

印

電話

03-XXXX-XXXX

輸出令別表第1の9の項(7) (情報セキュリティ(暗号装置))

「第21条第1項第九号に該当のもの」の記入例を示す

記入例9 (該当の暗号プログラム)

商品名: 暗号化ライブラリ
 提供技術名: _____
 メーカー名: 株式会社 タイガーゲート製作所
 型及び等級: XXXX-XX-XX

該非用パラメータシート
 (情報セキュリティ・貨物)
 様式9-07(別紙イ) (1/1)
 CISTEC 2018.1.22
 (平成30年1月22日施行政省令等対応)

(一) 対称アルゴリズム

アルゴリズム名(鍵長: bit) ※記入例. 3DES(112bit) 複数記入可	判定 A	備考
鍵長: 56bit 超 (該当) のアルゴリズムのみ下欄に記入する。 ⑦-3-1 AES(256bit)	該当のアルゴリズムがあるか? <input type="checkbox"/> いいえ <input checked="" type="checkbox"/> はい	
(鍵長は奇偶検査のため付加されるパリティビットを除く。)		

(二)1. 非対称アルゴリズム(安全性の根拠:整数)

アルゴリズム名(整数: bit) ※記入例. RSA(1024bit) 複数記入可	判定 B	備考
整数: 512bit 超 (複数該当するアルゴリズムがあるので記載している) ⑦-3-2 RSA(1024bit)	該当のアルゴリズムがあるか? <input type="checkbox"/> いいえ <input checked="" type="checkbox"/> はい	

(二)2. 非対称アルゴリズム(安全性の根拠:乗法群)

アルゴリズム名(乗法群: bit) ※記入例. DH(1024bit) 複数記入可	判定 C	備考
乗法群: 512bit 超 (該当) のアルゴリズムのみ下欄に記入する。 ⑦-3-3	該当のアルゴリズムがあるか? <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい	

(二)3. 非対称アルゴリズム(安全性の根拠:他の群)

アルゴリズム名(他の群: bit) ※複数記入可	判定 D	備考
他の群: 112bit 超 (該当) のアルゴリズムのみ下欄に記入する。 ⑦-3-4	該当のアルゴリズムがあるか? <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい	

作成責任者: (作成年月日 2018年3月5日)

会社名: 株式会社 タイガーゲート製作所

所属・役職: 第一技術部 技術部長

(フリガナ): トヲ モンゾウ

氏名: 虎野 門次郎

電話: 03-XXXX-XXXX

印